

史跡夕田墳墓群保存活用計画

令和7年(2025)

富加町教育委員会

例 言

1. 本書は、岐阜県加茂郡富加町夕田に所在する史跡夕田墳墓群の保存活用計画（以下、「本計画」という。）である。
2. 本計画の策定事業（以下、「本事業」という。）は、富加町教育委員会 教育課が主体となり、令和5年度（2023）、令和6年度（2024）の2か年で実施した。
3. 本事業の実施にあたっては、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定）の交付を受けた。
4. 本事業の実施にあたっては、史跡夕田墳墓群保存活用計画策定委員会設置要綱に基づき「史跡夕田墳墓群保存活用計画策定委員会」を令和5年（2023）11月1日に設置し、専門的見地から検討を重ねた上で策定したものである。また、文化庁文化財部文化財第二課及び岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課の指導と助言を受け、富加町教育委員会がとりまとめた。
5. 本計画の策定にあたっては、『史跡等整備のてびき』及び『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に則り内容を検討した。
6. 本書に掲載した地図の一部には、富加町都市計画図や国土地理院発行の地理院タイルを使用した。
7. 本事業の実施にあたっては、その業務の一部を株式会社フジヤマ岐阜営業所に委託した。
8. 本書の執筆・編集は、史跡夕田墳墓群保存活用計画策定委員会の指導のもと、富加町教育委員会教育課 島田崇正が行った。ただし、全体の調整等は株式会社フジヤマ 都市・地域創造部文化財研究室 渥美賢吾、長谷川敦章、川瀬嘉恵、長谷川渚の支援と協力を得た。
9. 本計画は令和7年7月18日付け7文庁第2176号にて文化庁の認定を受けた。
10. 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会環境の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととする。

史跡夕田墳墓群保存活用計画

目 次

第1章	保存活用計画策定の沿革及び目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的.....	4
第3節	策定委員会等の設置及び経緯.....	4
第4節	パブリックコメントの実施	7
第5節	他の計画との関係.....	8
第6節	計画の実施.....	11
第2章	史跡周辺の概要	12
第1節	自然環境	12
第2節	社会的環境.....	16
第3節	歴史的環境.....	21
第4節	文化財.....	26
第3章	史跡の概要.....	29
第1節	指定に至る経緯	29
第2節	指定の状況.....	29
第3節	指定に至るまでの調査成果	31
第4節	指定地の状況	37
第4章	史跡の本質的価値.....	42
第1節	史跡の本質的価値の明示.....	42
第2節	史跡の副次的価値.....	43
第3節	構成要素の特定	47
第5章	史跡の現状と課題.....	49
第1節	保存管理の現状と課題.....	49
第2節	活用の現状と課題.....	54
第3節	整備の現状と課題.....	57
第4節	運営・体制の整備の現状と課題	61

第 6 章	大綱及び基本方針の決定	66
第 1 節	大綱	66
第 2 節	基本方針	66
第 7 章	保存管理	68
第 1 節	保存管理の方向性	68
第 2 節	保存管理の地区区分と具体的な手法	69
第 3 節	現状変更の取り扱い	72
第 8 章	活用	77
第 1 節	活用の方向性	77
第 2 節	活用の方法	78
第 9 章	整備	81
第 1 節	整備の方向性	81
第 2 節	整備の方法	82
第 3 節	実施期間、手順等	84
第 10 章	運営・体制の整備	85
第 1 節	運営・体制の整備の方向性	85
第 2 節	運営・体制の整備の方法	85
第 11 章	施策の実施計画の策定・実施	87
第 12 章	経過観察	89
第 1 節	経過観察の方向性	89
第 2 節	経過観察の方法	89
参考資料		91
	関係法令・条文等	91

第1章 保存活用計画策定の沿革及び目的

第1節 計画策定の沿革

夕田墳墓群は、岐阜県加茂郡富加町夕田地区の丘陵上に所在する夕田茶白山古墳、蓮野1号墳、杉洞1号墳の3基からなる墳墓群である。

夕田墳墓群のうち、夕田茶白山古墳については昭和5年(1930)に岐阜県史跡に指定されていたが、昭和29年(1954)の岐阜県文化財保護条例の施行に伴う岐阜県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規定の廃止によって県史跡指定が無効となり、その後、昭和35年(1960)4月1日に新たに富加村(現富加町)史跡として指定された。富加町では町指定文化財の適切な保存と活用を図る目的で、平成21～24年度(2009～2012)にかけて夕田茶白山古墳の範囲確認調査を実施し、極めて初期の前方後円墳であることが判明し、この成果を受けて平成27年(2015)にふたたび岐阜県史跡に指定された。

さらに、富加町では平成28年度(2016)から有識者による「夕田地区古墳群調査検討委員会」を発足し、総合的な位置付けを目指して検討を重ねながら、夕田地区に所在する前方後円墳として知られていた杉洞1号墳と蓮野1号墳についても平成28・29年度(2016・2017)に確認調査を実施することになった。調査の結果、弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけて連続して築造された首長墓群の可能性が高いとされたことで、これら3基を「夕田墳墓群」と呼称して一体的に保存を図る必要性が確認され、さらに国史跡を目指す方針となった。

こうした一連の調査検討から導き出された夕田墳墓群の価値が、日本史上においても資料的価値が高いことから、指定のための条件が整備された夕田茶白山古墳と蓮野1号墳について令和4年(2022)11月10日に国史跡に指定された。

夕田茶白山古墳については、全国的な注目度が高まり現地への訪問者が急増したことで、古墳のある丘陵頂上まで至る見学道の整備や、駐車及び待機場所の確保が課題となり、平成25年度(2013)に見学道の整備工事を、平成27年度(2015)には夕田茶白山古墳の立地する丘陵北側裾に「歴史と里山広場」を整備した。そして適切な管理や今後の活用を図るため平成28年度(2016)に夕田茶白山古墳がまたがる3筆を公有地化し、令和2年度(2020)には蓮野1号墳の保護エリアを分筆登記し、公有地化した。

国史跡となり日本史上の重要性が注目されるなか、墳墓群として一体的に保存・活用や整備を検討する必要がある。そのため、史跡を適切に保存しつつ、稀少な価値を国民の共有財産として後世に継承するための具体的な指針と方策を定める「夕田墳墓群保存活用計画」を策定することとなった。

- | | |
|-------------|--|
| 平成21年(2009) | 夕田茶白山古墳範囲確認調査開始(4か年実施し、平成25年度(2013)に報告書刊行) |
| 平成25年(2013) | 夕田茶白山古墳の見学道を整備 |
| 平成27年(2015) | 夕田茶白山古墳が岐阜県史跡に指定、山麓に「歴史と里山広場」、見学者用の保護マット設置 |

- 平成 28 年（2016） 杉洞 1 号墳の調査、 夕田茶臼山古墳の公有地化が完了
- 平成 29 年（2017） 蓮野 1 号墳の調査
- 令和元年（2019） 夕田墳墓群総括報告書 1（調査編）刊行
- 令和 3 年（2021） 夕田墳墓群総括報告書 2（分析編）刊行
- 令和 4 年（2022） 蓮野 1 号墳の公有地化が完了
- 夕田墳墓群（夕田茶臼山古墳・蓮野 1 号墳）が国史跡に指定（官報告示 11 月 10 日）
- ※杉洞 1 号墳は条件が整い次第追加指定を目指す



写真 1-1 富加町俯瞰写真（2000 年頃）

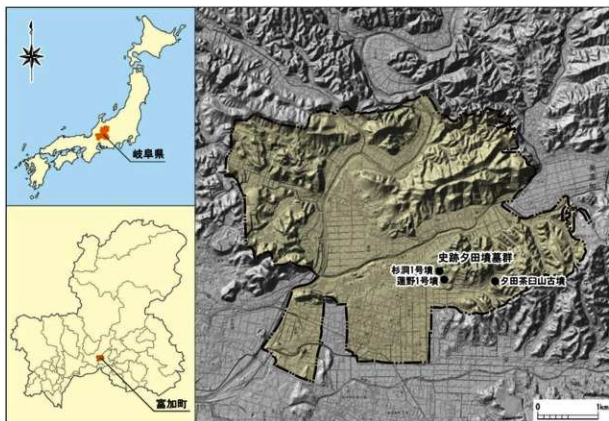


図 1-1 高加町の位置（出典：国土地理院（20 万分の 1 土地分類基本調査を加工））

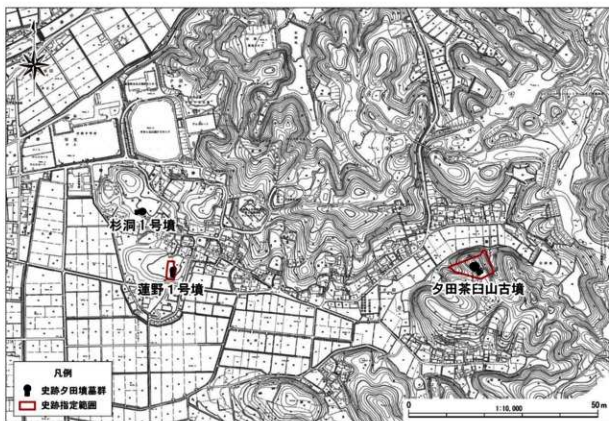


図 1-2 史跡夕田墳墓群の位置図

第2節 計画の目的

貴重な文化財である史跡夕田墳墓群について、本質的価値を明らかにし、主要な構成要素を確認するとともに、現状を把握して保存や活用に対する課題を抽出する。その上で適切な保存管理、現状変更の取扱基準、保存に影響を及ぼさない活用や整備、それらを行う体制等について方向性を定め、価値を後世に伝えていくための「史跡夕田墳墓群保存活用計画」として定めることを目的とする。

なお、現時点で未指定の杉洞1号墳については、条件整備に取り組み、追加指定等の措置の方針を示した上で、本計画において検討の対象とする。

第3節 策定委員会等の設置及び経緯

保存活用計画を策定するにあたり、史跡夕田墳墓群保存活用計画策定委員会を設置し、計画の審議・検討を行った。

表1-1 史跡夕田墳墓群保存活用計画策定委員会 委員等

役 職	氏 名	専門等	所属等
委員長	広瀬 和雄	考古学	国立歴史民俗博物館名誉教授
	中井 正幸	考古学	岐阜聖徳大学特別研究員
	早川 万年	古代史	元岐阜大学教授
副委員長	高垣 浩規	有識者	富加町文化財審議会 会長
	中川 豊	有識者	富加町文化財審議会 委員
	井戸 千恵子	有識者	富加町文化財審議会 委員
	高垣 祐次	地元代表	夕田地区自治会長（令和5年度（2023））
	佐曾利 松生	地元代表	夕田地区自治会長（令和6年度（2024））
	林 由香里	地元代表	富加町議会 文教厚生委員長

役 職	氏 名	所属等
助言者	浅野 啓介	文化庁 文化財第二課 文化財調査官
〃	荻谷 菜々子	環境生活部県民文化局文化伝承課
〃	小林 新平	環境生活部県民文化局文化伝承課（令和6年度（2024））
〃	川崎 哲也	富加町役場 産業環境課長

事務局	氏 名	所属等
富加町教育委員会	坂井 伸生	教育長
富加町教育委員会 教育課	川合 耕平	教育課長（令和5年度（2023））
〃	亀山 和彦	教育課長（令和6年度（2024））
〃	島田 崇正	文化財専門官

令和 5 年 2 月 9 日
富加町教委訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 史跡夕田墳墓群の保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)の策定に関し必要な事項を審議するため、夕田墳墓群保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、保存活用計画の策定に関して必要な事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げるものから富加町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。ただし 3 分の 1 以上の委員から請求があるときは、議長はこれを招集するものとする。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバーの出席)

第 7 条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者をオブザーバーとして会議への出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第 8 条 保存活用計画の策定にあたっては、必要に応じ、国及び県の指導助言を受けることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、富加町教育委員会教育課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

表 1-2 史跡タ田墳墓群保存活用計画策定委員会の開催経過

回次	開催日	議題
1	令和5年(2023) 11月1日	委嘱状交付 委員長、副委員長選任 保存活用計画策定の沿革及び目的 史跡の本質的価値 史跡の現状と課題 大綱及び基本方針
2	令和6年(2024) 2月28日	議題1 第6章までの修正の確認について 議題2 保存管理の方針と方策(第7章)について 議題3 活用と整備(第8・9章)の方向性について
3	令和6年(2024) 5月31日	議題1 第9章までの確認について 議題2 運営・体制の整備の方向性(第10章)について 議題3 追加指定範囲(杉洞1号墳)についての確認
4	令和6年(2024) 12月18日	議題1 第12章(最終章)までの確認について 議題2 今後の計画について(追加指定と整備基本計画) 現地確認(追加指定範囲、補足調査箇所、各墳墓群の状況)



写真 1-2 第1回策定委員会の様子



写真 1-3 第2回策定委員会の様子



写真 1-4 第3回策定委員会の様子



写真 1-5 第4回策定委員会の様子

第4節 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、次のとおりパブリックコメントを実施した。

- ・意見期間 令和7年(2025)1月18日(土)～令和7年(2025)2月16日(日)
- ・意見募集の周知方法 富加町ホームページ、富加町教育広報誌「マイタウン」
- ・資料閲覧場所 富加町ホームページ、富加町役郷土資料館、富加町役場 1F ロビー
- ・提出された意見の件数 9名より23件(メール3名、持参6名)
- ・提出された意見

パブリックコメントに寄せられた意見は、富加町ホームページの「パブリックコメントの募集結果」のコーナーにて回答とともに公開しています。

下記の URL アドレスまたは二次元バーコードからご覧ください。

<https://www.town.tomika.gifu.jp/docs/10028.html>



第5節 他の計画との関係

町の上位計画において、史跡夕田墳墓群の整備や活用に関わる部分について次のように定め記載している。本計画はこれら上位計画に現地の実態を踏まえて定めるものである。

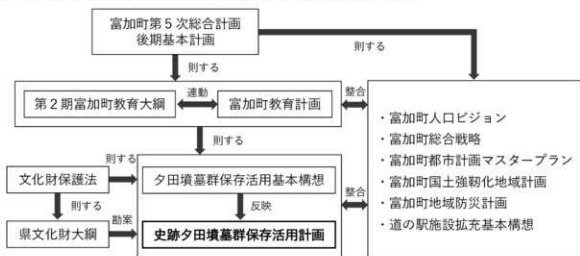


図 1-3 他の計画との関係

1 富加町第5次総合計画（平成28年（2016）3月策定）

「富加町第5次総合計画」は平成28年度（2016）から令和7年度（2025）までの10年間を計画期間とする町の総合施策の方針である。

まちの将来像として「みんなで創る誰もが住みよいちようどいいまちとみか」を目標に定め、基本目標として「1. 健康で暮らせるまちづくり」「2. 魅力的な生活空間のあるまちづくり」「3. 快適で安心安全なまちづくり」「4. 豊かな心と文化を育むまちづくり」「5. 魅力と活力のあるまちづくり」「6. 協働で進める自立したまちづくり」の6つを掲げている。この6つの基本目標のうち「4. 豊かな心と文化を育むまちづくり」を具体化する施策のとして「文化的所産などの保護・保存・活用」が位置付けられ、夕田茶臼山古墳等の保護と活用が提示されている。

また「2. 魅力的な生活空間のあるまちづくり」のなかで、「地域の歴史・文化や自然など地域の個性や特徴を考慮し保全と調和のとれた景観の創造に努める」とある。

さらに「5. 魅力と活力あるまちづくり」の中では、まちの歴史遺産を観光資源にも活用する方向性についても言及されている。

2 富加町第5次総合計画後期基本計画（令和3年（2021）3月策定）

第5次総合計画の後期計画として令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までの5年間を計画期間とする。

基本的には前期計画を引き継ぐ内容であるが、6つの基本目標のうち「4. 豊かな心と文化を育むまちづくり」を具体化する施策の中に「史跡の保存・活用・整備」が追加された。さらに具体的施策の中に、夕田墳墓群については「史跡指定や活用広場の整備などを実施し、住民が地域の歴史を豊かに体感できるような環境の整備を推進する」と言及されている。

3 富加町都市計画マスタープラン（令和2年（2020）11月策定）

町の都市計画の基本的方針を定めた計画で、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までの10年間を計画年度とする。

まちづくりの5つの基本目標の「4. 豊かな自然と歴史・文化を育むまち環境の形成」が定められ、「古墳などの歴史的資源、郷土資料館などの文化施設の保全活用、さらにそれらの資源をネットワークすることにより、歴史文化を育むまちの環境の形成をめざす」とされている。また、まちの将来構造設定において、夕田茶臼山古墳周辺を「歴史景観ゾーン」として位置付け、歴史的景観に配慮することとしている。

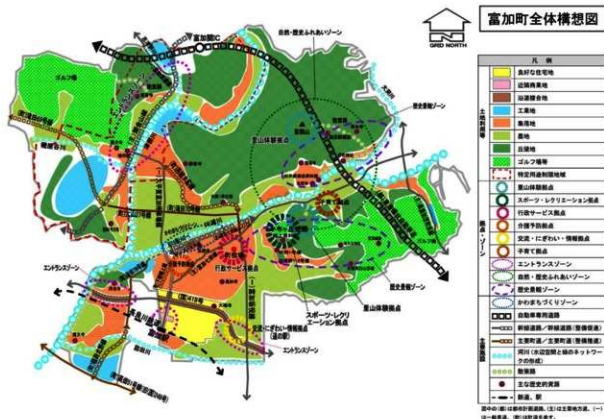


図 1-4 富加町全体構想図（出典：富加町都市計画マスタープラン）

また、まちの景観形成方針の中で、夕田墳墓群が所在する夕田地区について歴史景観づくりに努め、ふさわしい景観づくりを推進するエリアとしている。



図 1-5 景観形成方針図 (出典：富加町都市計画マスタープラン)

4 第2期富加町教育大綱（令和2年（2020）8月策定）

町の教育大綱を定めた計画で、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5年間を計画年度とする。

大綱の目標を「豊かな心と文化を育む人づくり」として掲げ、7つの基本方針が示されており、そのうちの「7. 文化」にて「まちの歴史や伝統文化に誇りと関心を持つよう、文化財の保存と活用、郷土史に関する情報の発信」を図り、「文化財愛護意識の高揚と伝統文化の伝承・保護に努める」とされている。

5 令和5年度富加町教育計画（令和5年（2023）4月策定）

教育目標を「生涯にわたり 充実した人生と活力あふれる町づくりに 主体的に参画する 豊かな人間性の育成を図る」と掲げる。文化の振興と文化財の保護・活用の重点施策として「史跡の活用」「文化所産の調査研究の推進」「史跡等活用のための環境整備と情報発信」を推進するとある。

〈上位計画への位置付け〉

以上の上位計画及び関連計画を総覧すれば、史跡夕田墳墓群の実態解明について調査研究を推進しつつ、ふるさとと歴史を体感できる価値の表出と自然との調和のとれた環境の整備を実施し、まちづくりの拠点としてや観光への活用も視野に入れた整備が求められていると考えられる。

第6節 計画の実施

史跡夕田墳墓群保存活用計画（本計画）は、令和7年（2025）3月に策定し、同年4月1日より発効する。本計画は、史跡夕田墳墓群の保存、活用、整備にかかる計画の最上位計画とし、今後実施が見込まれる史跡の整備については、史跡の保存状態及び周辺環境に配慮しつつ進めていく。

なお、史跡の保存、活用、整備の状況については、自己点検を行い、計画の見直しの必要性を判断するものとする。

第2章 史跡周辺の概要

第1節 自然環境

1 地勢と立地

富加町は濃尾平野の北東端に位置する。岐阜県の中南部に位置し、東部から南部にかけて美濃加茂市と、西部から北部にかけて関市と接している（図2-1）。東、西、北を丘陵に囲まれた盆地状の地形であり、町の北部に控える山地の合間を津保川が西南へ流れ、東部の丘陵地より流れ出た川浦川と町の西端で合流し、関市南部を通して岐阜市北東部で長良川へそそぐ。

美濃加茂市三和地区の山塊地を出た川浦川は、町内を2分するように東西へ流れ、加治田沖で丘陵地から平野部に抜ける。ここで川幅を広げ、右岸側に後背湿地、左岸側に扇状地を形成する。左岸扇状地には、川に沿って、東西に舌状の微高地が発達し、その南側がやや低い後背湿地となる（図2-2）。

国史跡「夕田墳墓群」は富加町の夕田地区に立地する。夕田地区は町の南東部に位置し、大きな谷状の地形となっている。谷状地形の奥部は2つの谷に分岐し、北側を北洞、南側を南洞と呼ぶ。2つの谷に挟まれた中央部の丘陵北側には夕田茶白山古墳が立地し、谷状地形の前面に迫り出した低丘陵上に杉洞1号墳と蓮野1号墳が立地している。

夕田地区の現在の集落は山沿いに広がり、谷の平坦部は水田に利用されている。夕田茶白山古墳が立地する北洞の最奥部には溜め池があり、谷の水田に供給する水源として江戸時代から利用されてきたことが記録されている。谷の入り口付近には「寺坪」「大沼」といった条里地名が残っており、土地改良以前は条里地割りを良好に残していた。八賀晋氏の研究によると、この条里地割りが平行四辺形を呈しており比較的古い地割りであると考察されている。

川浦川左岸の微高地上に集落や畑地が広がり、南の後背湿地が水田地帯となっており、微高地のおよそ北半部が、滝田、南半部と後背地が羽生という字名に分かれている。夕田地区の丘陵に囲まれた谷田と周辺の微高地に連なる集落、扇状地や自然堤防などの微高地に集落が営まれ後背湿地に耕地（水田）が広がるという土地利用が、史跡周辺の基本的な景観と考えられる。



写真2-1 昭和23年（1948）米軍撮影写真

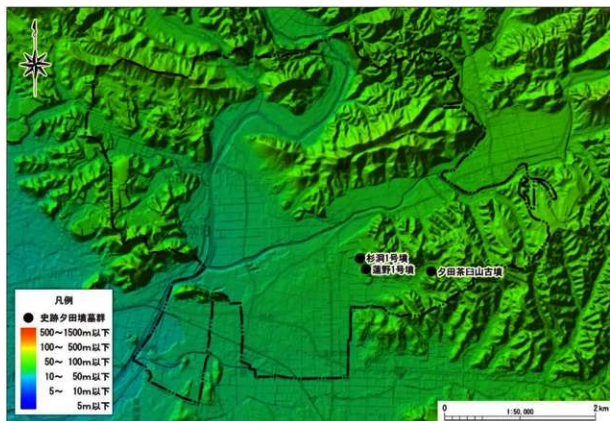


図 2-1 富加町の地形（出典：国土地理院（自分で作る色別標高を加工））



図 2-2 富加町の水系（出典：国土地理院（20 万分の 1 土地分類基本調査を加工））

2 周辺の地質

富加町と美濃加茂市の地形は、北部に山地、南部に丘陵地が広がり、木曽川・飛騨川・津保川の河岸段丘や台地が発達する。山地は主に古生層で、丘陵地が中新世の中村層群、平牧層群、洪積世の土岐砂礫層で構成される。中新世の古東海湖が形成され沈降盆地に堆積した土岐砂礫層が、隆起に伴い丘陵化し、この丘陵を切って木曽川・飛騨川が流れ河岸段丘や台地を形成した。西部には断層によって形成された鶴沼地塁と関・太田地溝帯があり、落差は100mに及ぶ。

富加町は山之上台地の西端と北部山地である三和山地・津保谷山地の南端から関・太田地溝帯までの範囲に該当し、山地・丘陵地は基盤の秩父古生層を新第三紀中新世の海成・陸成地層が覆い、台地部は津保川と川浦川が形成した沖積地が広がる。

北部を占めているのがチャートの古生層で、中には泥岩や砂岩等もみられる。川浦川や津保川沿岸では粘板岩もみられる。夕田地区がある南部の丘陵部は主に流紋岩質溶結凝灰岩で構成される新第三紀中新世の蜂屋累層と、低丘陵部には凝灰岩質砂岩からなる中村累層の漸移的な露呈や砂岩層なども一部でみられる。夕田茶臼山古墳と蓮野1号墳が蜂屋累層の西端に立地、杉洞1号墳は蜂屋累層と砂岩層の境目付近に立地している。蜂屋累層の地質は火山噴出物の凝灰角礫岩を主体として、角礫岩、凝灰質砂岩、泥岩、溶結凝灰岩などから成る。史跡の周辺にも凝灰岩の露呈がいくつもあり、墳墓群の築かれる地山も凝灰岩性堆積物である。夕田茶臼山古墳の盛土内には拳大の溶結凝灰岩の角礫が多く含まれており、墳墓築造に際して削平した周辺の岩盤が含まれているものと考えられる。

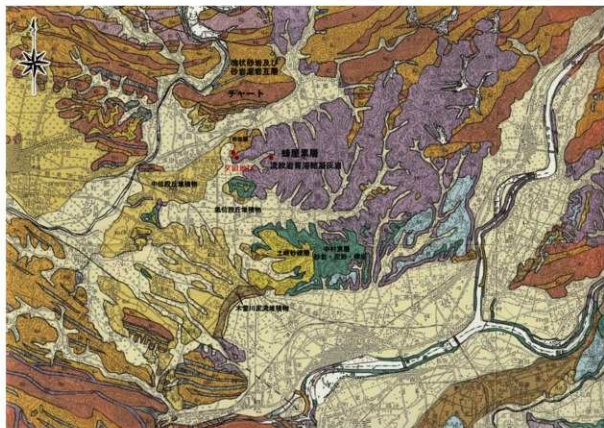


図2-3 周辺の地質図 「美濃加茂地域の地質図」美濃加茂市民ミュージアム 2003を一部改変

3 気候

本地域の気候区分は表日本式気候の東海気候に属している。夏は南風が優勢で気温が高く、降水量も多い。冬は北北西の季節風が強いが温暖で、降水量は少ない。

年間の降水量は 1800 ミリメートルで県下でも降水量の少ない地域である。北部山地と連なる三和山地や津保谷山地ではやや降水量が多くなり、津保川や川浦川の増水がみられることもある。

初霜は 10 月下旬から 11 月上旬にあり、終霜は 4 月下旬である。降雪は 12 月下旬から 3 月初旬であるが、本格的降雪日は極めて稀で、一度に降る雪の量も西濃・飛騨地域に比べて少ない。

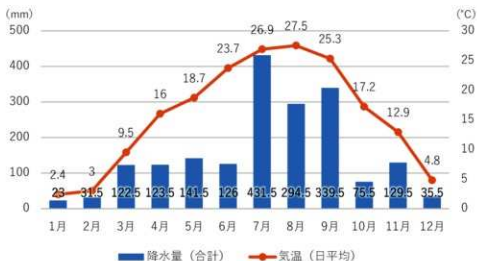


図 2-4 平均気温と月降水量（出典：気象庁、美濃加茂 令和 4 年（2022）（月ごとの値））

4 植生・動物

当地域は温暖な気候であるため、暖かい地域に生息する植物が多くみられる。暖帯性常緑樹としてツブラジイ、アラカシ、シキミ、サカキ、ソヨゴなどが、暖帯性常緑広葉樹としてマンリョウ、カラタチバナ、アオキが挙げられる。

北部の古生層はシイの常緑樹林が一次林と思われるが、伐採など人為的变化を受けて自然林は少ない。高木層でシイやカシ類が、低木層にはアセビ、ヤブツバキ、タカノツメ、ツツジが、林床には、イヌツゲ、ササクサ、ツルリンドウなどが生育している。三和山地につながる北部の林相は豊かで、谷筋などではシイなどの常緑広葉樹や常緑シダ類を見ることができる。

夕田地区は凝灰岩質の砂礫層でありアカマツが主体であったところにコナラ、アベマキ、アカメガシワ、アラカシなどの二次林が混生している。低木ではヒサカキ、ヤマツツジ、イヌツゲがみられ、林床にはシシガシラ、ワラビ、ススキが、ツル性植物のアケビ、ツルギミなどが生育する。植林地の多くはスギ、ヒノキであり、コナラ、アベマキなどの二次林と混生している。

動物は、魚類では津保川・川浦川の上流域には天然記念物のネコギギが生息している。昆虫では夕田地区などでホタルが良くみられ、蜂屋から夕田にかけてはトビ・エナガ・ヒヨドリ・キジなどの鳥類がみられる。猿は北部の山地から里山にかけて群れが確認され、イノシシは町内全域でみられる。

第2節 社会的環境

1 行政区の変遷

町の中央部を津保川と川浦川が流れ、肥沃な土地と温暖な気候に恵まれた本町は、約 1300 年前の戸籍「大宝二年(702) 御野国加毛郡半布里戸籍」(奈良正倉院所蔵)に 1,119 人が住んでいたと記されていることから分かるように、遠い昔から人々が住み着き歴史を築いてきた。

古くは飛鳥石神遺跡で「乙丑年(665) 御野国ム義評大山五十戸」と記された木簡が出土していることから大山地区は武儀郡であり、川浦川が加茂郡と武儀郡の郡境であったことが分かる。平安時代には『和名類聚抄』(9 世紀成立)に賀茂郡殖生郷、武儀郡大山郷がみられ、『延喜式神名帳』(10 世紀成立)では大山神社が加茂郡となっている。中世には羽丹生郷(室町幕府奉公人連署奉書案)がみられ、戦国期には羽生(斎藤范可知行充行状)、勝田(北国下り遺足帳)、はぬう(かち田年貢目録)、ひらか・こまき・大山・ゆふた・きぬまる(織田信長知行充行状)などの町内地名がみられる。江戸時代には、加治田村・絹丸村・川小牧村・大平賀村・滝田村・羽生村・高畑村・夕田村・大山村があり、関藩領・幕府領・旗本領(大嶋・西尾・金田領)・尾張藩領が複雑に入り組み、時期ごとに分合しながら変遷する。

明治以降の合併を経て、昭和 29 年(1954)に富田村と加治田村が合併し富加村となり、昭和 49 年(1974) 7 月 1 日に合併 20 周年と同時に町制施行し、現在の富加町となった。

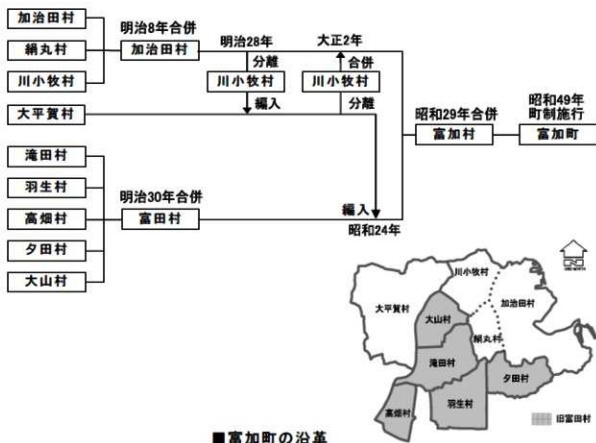


図 2-5 富加町の沿革 (出典：富加町都市計画マスタープラン)

2 人口・世帯数

本町の人口を国勢調査で見ると、平成2年(1990)の5,898人が最も多く、その後、平成22年(2010)の5,516人まで減少傾向を示していたが、平成27年(2015)に5,564人となり48人の増加となった(岐阜県人口は平成12年(2000)以降減少)。住民基本台帳では平成5年(1993)4月1日の6,046人が最多である。

世帯数は、令和2年(2020)時点で1,967世帯と、昭和40年(1965)以降一貫して増加傾向にあるが、世帯当たり人口は昭和35年(1960)時点の5.01人/戸から減少を続け、令和2年(2020)時点で2.86人/戸となっている。

表 2-1 人口・世帯数の推移

年次	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯当たり人口 (人/戸)	岐阜県人口	備考
昭和35年(1960)	4,862	970	5.01	1,638,399	国勢調査 10月1日
昭和40年(1965)	4,686	967	4.85	1,700,365	
昭和45年(1970)	4,863	1,081	4.50	1,758,954	
昭和50年(1975)	5,269	1,218	4.33	1,867,978	
昭和55年(1980)	5,635	1,315	4.29	1,960,107	
昭和60年(1985)	5,816	1,387	4.19	2,028,536	
平成2年(1990)	5,898	1,408	4.19	2,066,569	
平成7年(1995)	5,853	1,456	4.02	2,100,315	
平成12年(2000)	5,835	1,582	3.69	2,107,700	
平成17年(2005)	5,710	1,661	3.44	2,107,293	
平成22年(2010)	5,516	1,741	3.17	2,080,773	
平成27年(2015)	5,564	1,834	3.03	2,031,903	
令和2年(2020)	5,626	1,967	2.86	1,978,742	

資料：国勢調査

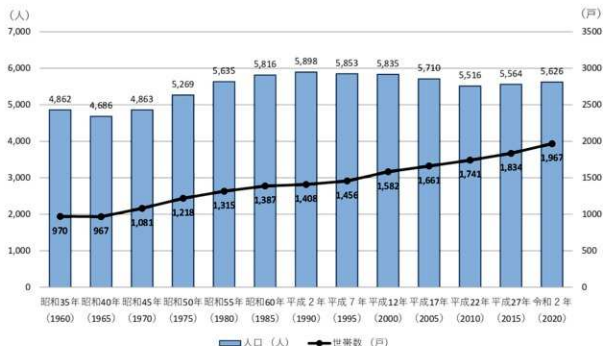


図 2-6 人口・世帯数の推移

3 土地利用

本町の土地利用は、自然的土地利用が全体の70.8%を占め、都市的土地利用が29.2%となっている（平成30年度調べ）。山林が40.7%、田畑が23%を占めており、住宅用地は6.5%、商工業用地7.0%、農林漁業用地が0.3%、公益施設用地が1.8%となっている。

町を東西に横断するように東海環状自動車道が通り、富加関インターチェンジ周辺から関金山線沿線地域の337haを特定用途制限地域に指定している。本町全域の約47.3%にあたる796haを農業振興地域に指定し、その40.8%に当たる324.7haを農用地区域に指定している。

保安林は梨割山の一部31haを指定し、夕田・大平賀・加治田地区の一部5.97haを急傾斜地崩壊危険区域に、梨割山北斜面及び夕田地区の一部97.36haを砂防指定地に指定している。

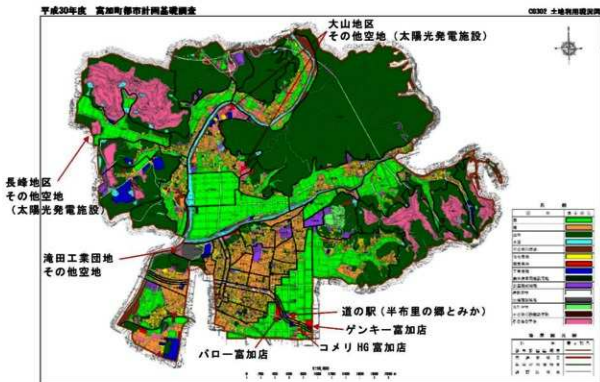


図 2-7 土地利用現況図（出典：富加町都市計画マスタープラン）

4 産業

農業では、農家数及び経営耕地面積、農業従事者数は平成7年（1995）以降、減少傾向だが、農業産出額はほぼ横ばいとなっている。耕作放棄地面積は増加傾向である。

本町の製造業は公表されている業種では「金属製品」「生産用機械器具」「繊維工業」となっている。滝田工業団地（分譲面積約1.8ha）は平成元年（1989）から富加町土地開発公社が整備を進め、企業立地済みとなっている。

商業は、商店数は減少傾向、従業員数は増加から横ばい傾向、年間商品販売額は横ばいから減少傾向であるが、近年は道の駅「半布里の郷とみか」に近接して大型食料品店等が開設されている。

5 交通

本町の道路交通は、東西に走る国道418号をはじめ、主要地方道関金山線、富加七宗線、美濃加茂和良線や一般県道3路線が走っているほか、東海環状自動車道東回りレイト及び富加関インターチェンジの整備供用により都市圏へのアクセスがしやすくなり、利便性が向上している。

公共交通機関は、越美南線長良川鉄道があり、富加駅を利用する通勤・通学者などの重要な交通手段となっている。

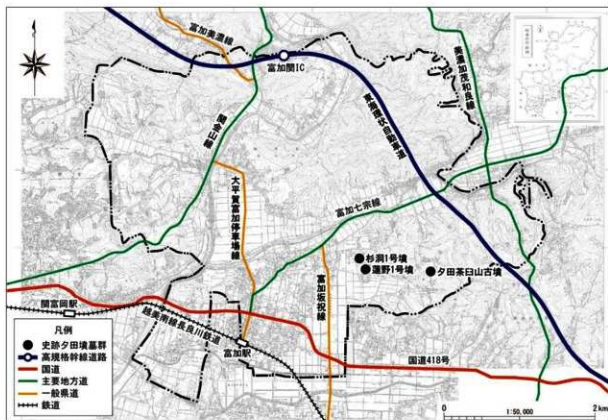


図 2-8 富加町の交通網

6 公共公益施設

行政系施設としては役場庁舎・橋洞と絹丸に防災倉庫・消防施設が、社会教育・文化系施設としては富加町の歴史・民俗資料を収蔵展示する「富加町郷土資料館」、大ホールを完備した「タウンホールとみか」、東・西・南の公民館3館、スポーツレクリエーション施設としては、「半布ヶ丘公園」「海洋センター」「教育キャンプ場」「ゆうあい広場」がある。

子育て・保健福祉施設では、「とみかこども園」「児童センター」「子育て拠点施設すくすく」「高齢者活動センター」「ふれあいサロンどうだん（介護予防拠点施設）」がある。

その他に、国道 418 号線沿線には地域特産物の販売やレストラン、情報発信施設を併設した道の駅「半布里の郷とみか」がある。

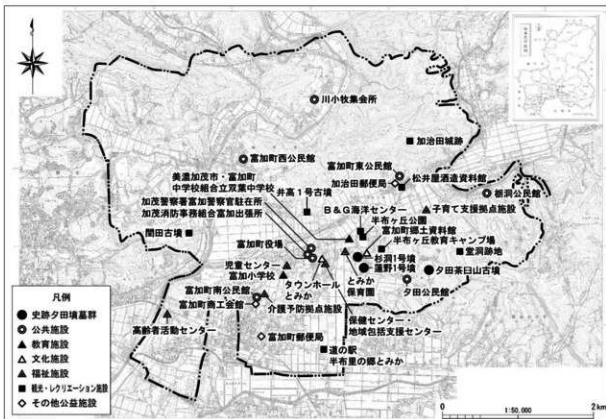


図 2-9 富加町の公共公益施設分布図

7 史跡周辺における法令による規制等

史跡「夕田墳墓群」のうち夕田茶臼山古墳の史跡指定地の丘陵北斜面が土砂災害特別警戒区域（図2-10）に指定されており、史跡指定地も一部含んでいる。傾斜地の崩落等が懸念される。



図 2-10 夕田全図(土砂災害警戒区域)

第3節 歴史的環境

町内に分布する遺跡や周辺の遺跡を時代ごとに概観する。

旧石器時代 まず岐阜県の旧石器研究の先駆けとなった恵日山遺跡がある。昭和28年（1953）に県立関高校社会研究部による踏査で、細石器文化期を主体とする石器群であることがわかった。その他にも、恵日山・神宮寺山麓の北野遺跡、津保川左岸の大山北野遺跡でもナイフ形石器・槍先形尖頭器などが採集されている。

縄文時代 縄文時代の遺跡としては、車塚遺跡や恵日山遺跡で前期北白川下層式土器が、本郷遺跡では中期加曾利E式土器の散布が確認されているが、いずれも未調査であり実態は判明していない。河岸段丘上の山裾に分布する傾向がある。

弥生時代 弥生時代では、昭和53年（1978）から実施された岐阜県教育委員会による半布里遺跡範囲確認調査では、中期の貝田町式に属する竪穴建物2棟が確認されている。また東山浦遺跡D地点発掘調査（平成9年（1997））では信州の弥生中期土器である百瀬・栗林式の土器が出土するとともに、東海

地方の凹線土器期の高蔵式も一定量出土している。発掘調査や表採資料の中に、現在までのところ、弥生時代前期の資料の確認はなく、川浦川左岸の平地部に中期貝田町式が多く分布する傾向から、左岸微高地に当該期の集落が展開した可能性は高い。その他、津保川左岸段丘上の大山地区でも当該期の土器が採集されており、川沿いの段丘上に集落が点在する可能性がある。

弥生時代後期から終末期の遺跡としては、大平賀の後平遺跡において山中式期から廻間Ⅰ式期の集落跡が確認されている。山間地の丘陵斜面に営まれた集落で、関市の砂行遺跡や深橋前遺跡など中濃地域の山間部において特徴的にみられる集落形態として認識されている。平野部において半布里（東山浦）遺跡や絹丸堀畑遺跡において、山中式期から廻間Ⅰ式期の遺構や遺物が確認されている。高畑地区の稲荷遺跡では弥生時代終末期である廻間式期の竪穴建物が確認されている。当該期において集落動態が活発になることが遺跡の分布から読み取れる。墳墓では、連野1号墳、杉洞1号墳が夕田地区に築かれ、古墳出現期である夕田茶白山古墳まで首長墓が連続して築かれたと考えられ、夕田墳墓群として国史跡に指定された。

古墳時代 次に古墳時代を見ていくと、まず町内には多くの古墳が存在する。昭和44年（1969）に実施された古墳対象の分布調査では46基が確認されている。この内、前方後円墳である夕田茶白山古墳と終末期の方墳である井高1号墳（町指定史跡）が現在、指定となっている。46基の古墳は立地から、夕田丘陵地、津保川左岸丘陵地、津保川右岸丘陵地の3つのブロックに大きく分けられる。発掘調査例が乏しいため時期決定に根拠を欠くが、おおまかな変遷を見ていくと、2世紀後葉から3世紀中頃にかけて夕田地区に夕田墳墓群が築造された後、4・5世紀の状況がわからなくなるが、津保川左岸の大山地区に大山池下古墳などの全長20m程の前方後円墳が築かれており、これらが当該期の可能性も考えられる。また夕田地区では、6世紀に入っても稲荷山古墳（杉洞4号古墳）などの直径20m級の首長墓が築かれている。津保川沿いでは後平茶臼古墳がある。この古墳は平成11年（1999）に東海環状富加・関インター建設に伴う発掘調査が行われ、6世紀初頭の「作り出し付き円墳」であることが判明し、馬具や尾張型円筒埴輪が出土している。6世紀後半では、平地の大型円墳である関田1号古墳が築造される。直径20mの円墳で、レーダー探査の結果、南南東に開口部をもつ横穴式石室が確認されている。首長墓とみてよいだろう。

群集墳の造営は、夕田地区では分布が希薄になり、津保川右岸の大平賀地区に濃密な分布を示す。大山・井高地区などの津保川左岸でも夕田地区と同じく群集墳の分布密度は薄い傾向があるが、井高地区の山裾に独立して一辺約23mと推定される方墳の井高1号古墳が築かれている。

一方、集落跡は高畑地区に所在する稲荷遺跡で前期の竪穴建物が確認されている。全体的に4～6世紀代の遺物の散布は少ない。6世紀以降は半布里（東山浦）遺跡において6世紀中葉から9世紀前半の集落跡が確認されており、後述する「大宝二年（702）御野国加毛郡半布里戸籍」との関係が注目される。

古代 奈良正倉院に残る「大宝二年(702)御野国加毛郡半布里戸籍」の故地が富加町の羽生周辺に比定されている。同地域に所在する東山浦・羽生遺跡（半布里遺跡）において6世紀から8世紀代の建物群が約170棟確認されており、半布里戸籍との関係が注目される。東山浦遺跡では、「里刀自」と墨書した須恵器盤が竪穴建物内の土坑に埋納された状態で見つかっている。里刀自とは里長の妻などの村落内での地位を示す可能性が指摘されており、福島県いわき市の荒田目条理遺跡で出土した里刀自と記された木簡の内容から新田開発など村落での農事に主導的な役割を担った姿が明らかになっている。

その他に古代の遺跡としては羽生遺跡（羽生地区）、市場裏遺跡（高畑地区）で8世紀の竪穴建物が確認されている。また古代の遺物散布地として加治田地区の前畑遺跡、馬場遺跡、夕田地区の蝦田遺跡、寺坪遺跡で古代の遺物が多く散布している。寺坪遺跡では円面硯が表採されている。

また、『和名類聚抄』では賀茂郡に埴生郷、武芸郡に大山郷、揖加郷の記載があり、それぞれ現在の羽生、大山、美濃加茂市の伊深に比定できることから、9世紀代には現在の川浦川が賀茂郡と武芸郡の境であったことが分かる。「半布里」の広がりについては戸籍より算出すると1,119人中969人が班田対象となっており、令の規定によれば153町4段32歩の水田が必要となる。欠けている4戸分を考えると少なくとも160町の水田が必要であるが、現在の羽生・蜂屋を含む小盆地には約120坪の条里遺構しか認められないため、これよりも広い範囲を想定する必要がある。

近隣に目を向けると、半布里遺跡から北西へ10kmほどに「弥勒寺」「弥勒寺東遺跡」がある。古代氏族であるムゲツと深く関わる遺跡であり、弥勒寺東遺跡は、「武儀郡衙」に比定されている。また南東へ5kmほどには美濃加茂市「尾崎遺跡」がある。全体的には9世紀後半以降、遺跡の分布が薄くなり、遺物量も減る傾向がある。

中世 中世に入ると鎌倉期の石組墓が半布里遺跡で検出されている。全体的に南北朝から室町期にかけての遺跡や遺物の量が増える傾向にある。町内の寺院の中には、この頃に創建と伝わるものもあり、大平賀に所存する東香寺は正和4年（1315）の建立で、夢想国師ゆかりの寺とされ、庭園（通称、心字池）は国師の作とされている。戦国期には、永禄8年（1565）織田信長の東美濃侵攻に深く関係する「加治田城」と「堂洞城」がある。特に加治田城は、その城下に古い字名や城館伝承地、城主佐藤紀伊守忠能の菩提寺「龍福寺」などがあり、景観復元が試みられている。永禄期には加治田の町中を飛騨へ抜ける街道が通っており、京都の醍醐寺の僧侶が東国布教の際に記した収支帳「北国下り遺足帳」には加治田に旅籠があったことが分かる。

近世 江戸期に入ると、幕府領、旗本領、尾張藩領に分割される。水論・山論関係の文書資料が豊富で当時の様子を垣間見ることができ、特に旗本大嶋氏の代官であった加治田平井家に残る「平井家文書」には旗本とのやり取りを記した「御用状」などの貴重な資料が残っている。また、平井家代々当主が京都や江戸の町学者や地下歌人に和歌や俳諧などを送り「添削」を仰いでいる資料が、近世和歌史の視点から注目を集めている。その他、加治田地区には寛政7年（1795）操業の造酒屋「松井屋酒造場」が「富加の酒造用具及び酒造場附文書」として岐阜県有形民俗文化財に指定されており、現在も酒造りを行っている。

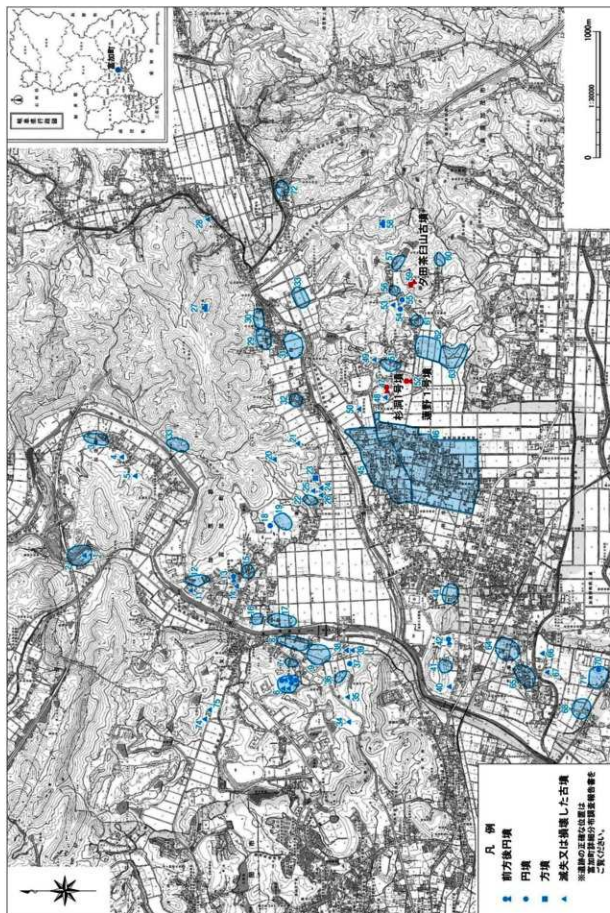


図 2-11 夕田墳墓群の位置と町内遺跡分布

表 2-2 富加町内遺跡一覧表

No.	遺跡名	種別	時代・特徴
1	後平茶臼古墳	古墳	5世紀
2	後平遺跡	集落	弥生時代終末
3	小竹原遺跡	散布地	縄文
4	小竹原古墳	古墳	古墳
5	南坂茶臼古墳	古墳	古墳
6	磯宜屋古墳群	古墳	7基の群集墳
7	中屋敷北遺跡	散布地	古代～中世
8	中屋敷遺跡	散布地	古墳～戦国期
9	本郷遺跡	散布地	古墳～戦国期
10	坂本古室	古室	須恵器室
11	大山古墳	古墳	古墳
12	大山北野遺跡	散布地	縄文
13	池下1号古墳	古墳	前方後円墳
14	池下2号古墳	古墳	古墳
15	池下遺跡	散布地	弥生～中世
16	兼畑遺跡	散布地	平安～戦国期
17	大山神社遺跡	散布地	古墳～戦国期
18	大山車塚古墳	古墳	古墳
19	荒神洞遺跡	散布地	旧石器～中世
20	天神野北古墳	古墳	古墳
21	金戸古墳群	古墳	古墳
22	白山神社遺跡	散布地	弥生・中世
23	井高1号古墳	古墳	方墳
24	井高2号古墳	古墳	古墳
25	井高3号古墳	古墳	古墳
26	井高4号古墳	古墳	古墳
27	加治田城跡	山城跡	戦国期
28	片町古墳	古墳	古墳
29	上之屋敷遺跡	散布地	古墳～戦国期
30	伝佐藤紀伊守屋敷跡	散布地	中世・戦国期
31	馬場遺跡	散布地	弥生～戦国期
32	絹丸堀遺跡	散布地	弥生～戦国期
33	中島遺跡	散布地	古墳～戦国期
34	山崎車塚古墳	古墳	古墳
35	山崎3号古墳	古墳	古墳
36	関田1号古墳	古墳	古墳
37	関田2号古墳	古墳	古墳
38	中障子1号古墳	古墳	古墳
39	中障子2号古墳	古墳	古墳
40	北野経塚	経塚	中世・戦国期
41	北野古墳群	古墳	古墳
42	愛宕古墳	古墳	古墳
43	海老(恵日)山遺跡	古墳	古墳
44	北野遺跡	散布地	旧石器～中世
45	東山浦遺跡	集落跡	弥生～中世
46	羽生遺跡	集落跡	弥生～中世
47	杉洞1号墳	墳墓	弥生終末期
48	杉洞2号古墳	古墳	古墳
49	杉洞3号古墳	古墳	古墳
50	杉洞4号古墳	古墳	古墳
51	蓮野遺跡	散布地	弥生
52	蓮野1号墳	墳墓	弥生終末期
53	北洞1号古墳	古墳	古墳
54	北洞2号古墳	古墳	古墳
55	北洞3号古墳	古墳	古墳
56	北洞遺跡	散布地	古墳～戦国期
57	北洞池前遺跡	散布地	弥生～戦国期
58	堂洞城	山城跡	戦国期
59	夕田茶臼山古墳	古墳	前方後円墳
60	南洞遺跡	散布地	古墳～戦国期
61	釜洞遺跡	散布地	古墳～戦国期
62	寺坪遺跡	散布地	古墳～戦国期
63	蝦田遺跡	散布地	古墳～戦国期
64	村東遺跡	散布地	古墳～戦国期
65	野崎遺跡	散布地	古墳～戦国期
66	高畑1号古墳	古墳	古墳
67	春日古墳	古墳	古墳
68	市場裏遺跡	散布地	弥生～戦国期
69	於婆里古墳	古墳	古墳
70	高畑2号墳	古墳	古墳
71	稲荷遺跡	集落跡	弥生終末期
72	前畑遺跡	散布地	古代～中世
73	日鏡田古墳	古墳	古墳
74	小万場古墳	古墳	古墳
75	後平1号古墳	古墳	6世紀
76	老梅1号古墳	古墳	古墳
77	老梅2号古墳	古墳	古墳
78	打越古墳	古墳	古墳
79	山崎1号古墳	古墳	古墳
80	山崎2号古墳	古墳	古墳
81	蓮野2号墳	古墳	古墳

第4節 文化財

国指定文化財は2件、県指定文化財が9件、町指定文化財が44件で計55件の文化財が指定されている。種別ごとにみると、美術工芸が44件（国指定1件、県指定3件）、建造物が5件（県指定4件）、史跡名勝天然記念物が4件（国指定1件）、有形民俗文化財が1件（県指定1件）、無形民俗文化財が1件（県指定1件）となっている。

国重要文化財は、美術工芸では加治田の白華山清水寺に安置される「木造十一面観世音菩薩坐像」と、史跡「夕田墳墓群」がある。

県重要文化財は、美術工芸では羽生の大梅寺にある「木造聖観世音菩薩立像」、加治田の龍福寺にある室町期の「雲板」、清水寺の「木造地藏菩薩立像」があり、建造物では清水寺にある持国天と増長天が安置された望楼風山門の「二天門」、石造物として当町にゆかりの武将である池田恒興の供養塔と伝わる「無縫塔」、東香寺に伝わる足利尊氏の供養塔「宝篋印塔」と後醍醐天皇の供養塔「五輪塔」が残る。民俗文化財では松井屋酒造場に残る江戸時代の酒蔵と酒造道具の一括資料である「富加の酒造用具及び酒造場附文書」、室町期の田楽を伝える「伊和神社田の神祭」がある。

表 2-3 富加町指定文化財一覧表

No.	指定番号	名称	種類	所有者	
1	15	木造十一面観世音菩薩坐像	彫刻	清水寺	国指定文化財
2	-	夕田墳墓群	史跡	富加町	国指定文化財
3	01	木造聖観世音菩薩立像	彫刻	大梅寺	県指定文化財
4	19	雲板	工芸	龍福寺	県指定文化財
5	21	二天門	建造物	清水寺	県指定文化財
6	22	木造地藏菩薩立像	彫刻	清水寺	県指定文化財
7	36	伊和神社田の神祭	芸能	田の神祭保存会	県指定文化財
8	37	無縫塔	建造物	齡峯寺	県指定文化財
9	38	宝篋印塔	建造物	東香寺	県指定文化財
10	40	無縫塔	建造物	東香寺	県指定文化財
11	48	松井屋酒造場及び酒造用具 ※県指定名称は「富加の酒造用具及び酒造場附文書」	有形民俗文化財	酒向嘉彦	県指定文化財
12	02	黄檗開山隠元大光普照国師自讃画像軸	絵画	大梅寺	町指定文化財
13	03	黄檗山開山二世木庵瑠国師自讃画像	絵画	大梅寺	町指定文化財
14	04	涅槃図（近衛公寄進）	絵画	大梅寺	町指定文化財
15	05	啓書記半身達磨像	絵画	大梅寺	町指定文化財
16	06	黄檗大本山第二十五世華頂和尚自讃画像	絵画	大梅寺	町指定文化財
17	07	黄檗大本山第二十八代大梅寺梅嶺和尚画像	絵画	大梅寺	町指定文化財
18	08	大梅寺開山鉄面練和尚自讃画像	絵画	大梅寺	町指定文化財
19	09	大梅寺開山鉄面練和尚大般若拔萃自筆	書跡	大梅寺	町指定文化財
20	10	大梅寺開山鉄面練和尚観音經普門品類解自筆	書跡	大梅寺	町指定文化財
21	11	恵心曼陀羅 前田隠居桂宛寄進軸	絵画	大梅寺	町指定文化財

No.	指定 番号	名称	種類	所有者	
22	12	奥州太守伊達青山公自筆	書跡	大梅寺	町指定文化財
23	13	涅槃図土佐廣信筆軸 京都紫野大徳寺坦那船越嘉右衛門寄進	絵画	大梅寺	町指定文化財
24	14	黄檗大本山三世即非筆	書跡	大梅寺	町指定文化財
25	16	十六羅漢図	絵画	大梅寺	町指定文化財
26	18	井高1号古墳（通称 火塚）	史跡	富加町	町指定文化財
27	20	毘沙門天木像	彫刻	清水寺	町指定文化財
28	23	木造持国天立像	彫刻	清水寺	町指定文化財
29	24	木造増長天立像	彫刻	清水寺	町指定文化財
30	25	木造獅子頭	工芸	伊和神社	町指定文化財
31	26	木造能面べし見	工芸	伊和神社	町指定文化財
32	28	木像聖観音立像	彫刻	東香寺	町指定文化財
33	29	東香寺庭園	名勝	東香寺	町指定文化財
34	30	白隠禪師筆達磨	絵画	龍福寺	町指定文化財
35	31	白隠禪師書跡	書跡	龍福寺	町指定文化財
36	32	釈迦十六善神図	絵画	龍福寺	町指定文化財
37	33	釈迦三尊	絵画	龍福寺	町指定文化財
38	34	涅槃図	絵画	龍福寺	町指定文化財
39	35	佐藤紀伊守忠能肖像画	絵画	龍福寺	町指定文化財
40	39	五輪塔	建造物	東香寺	町指定文化財
41	41	位牌とその厨子	工芸	大梅寺	町指定文化財
42	42	薙刀	工芸品	佐久太神社	町指定文化財
43	44	槍	工芸	龍福寺	町指定文化財
44	45	鎧	工芸	龍福寺	町指定文化財
45	46	鞍	工芸	龍福寺	町指定文化財
46	47	轡	工芸	龍福寺	町指定文化財
47	49	聖徳太子像	絵画	光宗寺	町指定文化財
48	50	七高祖像	絵画	光宗寺	町指定文化財
49	51	准如上人像	絵画	光宗寺	町指定文化財
50	52	阿弥陀如来像	絵画	光宗寺	町指定文化財
51	53	実如上人御名号 六字名号	墨書	光宗寺	町指定文化財
52	54	木造阿弥陀如来立像	彫刻	光宗寺	町指定文化財
53	55	光宗寺の銀杏の木	樹木	光宗寺	町指定文化財
54	56	扇の伝	書跡	酒向嘉彦	町指定文化財
55	57	平井玖説他天正四年五吟連歌百韻	書跡	富加町	町指定文化財

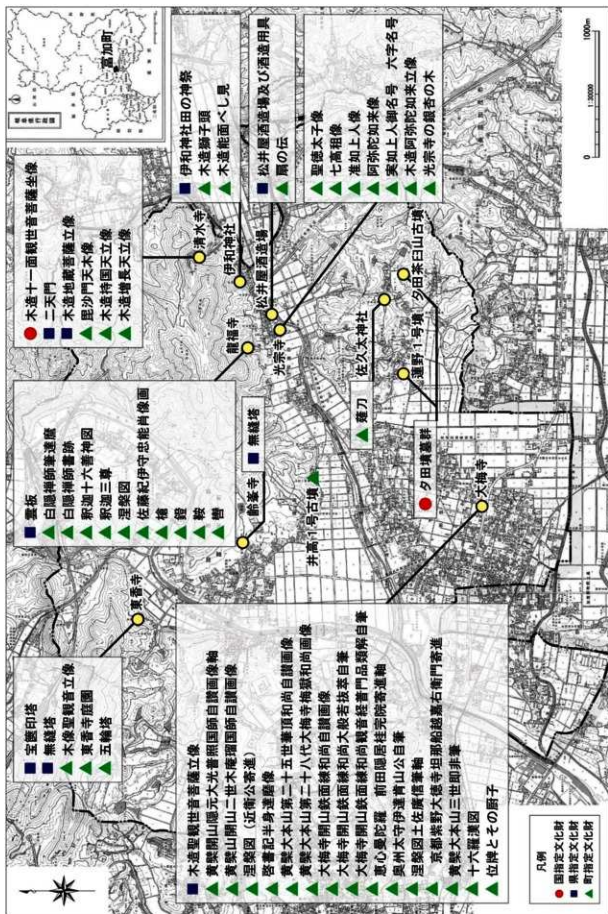


図 2-12 高加町の文化財分布図

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

夕田墳墓群は、岐阜県加茂郡富加町に所在する夕田茶白山古墳、蓮野1号墳、杉洞1号墳の3基からなる墳墓群である。

夕田墳墓群のうち夕田茶白山古墳は昭和5年（1930）1月28日に岐阜県史跡に指定されていたが、岐阜県文化財保護条例（昭和29年（1954）9月8日岐阜県条例第37号）の施行に伴う、岐阜県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規定の廃止（昭和29年（1954）11月19日岐阜県教育委員会訓令第5号）により県史跡は無効となった。その後、昭和35年（1960）4月1日に富加村（現富加町）史跡に指定された。

確認調査が初めて実施されたのは、平成21～24年度（2009～2012）に夕田茶白山古墳を対象として富加町教育委員会が実施した範囲確認調査が端緒である。この調査により出土遺物や墳丘構築法の分析から、出現期の前方後円墳であることが明らかになった。また、この調査成果を受けて、東海地域でも極めて稀な初期の前方後円墳であり、発掘調査で旧地形や墳丘の築造工程を復元できた貴重な事例として、平成27年（2015）3月6日に再び岐阜県史跡に指定された（平成27年（2015）3月6日岐阜県教育委員会告示第1号、岐阜170）。

さらに、総合的な位置付けを目指して、富加町教育委員会が平成28・29年度（2016・2017）に隣接する前方後円形の墳墓である杉洞1号墳と蓮野1号墳の範囲確認調査を実施した。その結果、蓮野1号墳が2世紀後葉に築造された全長約28mの突出部付円形墳であり、杉洞1号墳が2世紀末から3世紀初頭に築造された全長約30mの突出部付円形墳の可能性が高いと推定された。

これらの一連の確認調査の成果について「夕田墳墓群総括報告書1（発掘調査編）」（平成30年度（2018）刊行）、「夕田墳墓群総括報告書2（分析編）」（令和2年度（2020）刊行）にて検討が加えられ、夕田墳墓群が弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけて連続して築造された首長墓群と位置付けた。

以上の経緯によって夕田墳墓群の資料的価値が高いことが明らかとなり、条件が整備された夕田茶白山古墳と蓮野1号墳について令和4年（2022）11月10日に国史跡に指定された。

第2節 指定の状況

- 1 指定内容 名称：夕田墳墓群、種別：史跡、指定基準：一、貝塚、集落跡、古墳その他の類の遺跡
- 2 史跡指定告示

○令和4年11月10日文科科学省告示第141号（※該当部分を一部抜粋）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和4年11月10日

文科科学大臣 永岡 桂子

名 称	所在地	地 域
夕田墳墓群	岐阜県加茂郡富加町夕田字南洞 同 字蓮野	692番1、698番、699番 314番11

3 指定説明

夕田墳墓群は、濃尾平野の北東端、川浦川左岸の丘陵地の入口部、丘陵上及び谷奥の舌状丘陵突端部に築造された、蓮野1号墳(墓)、杉洞1号墳(墓)、夕田茶臼山古墳の3基からなる墳丘墓及び古墳である。

富加町教育委員会では、これらの築造時期や規模、構造を明らかにするため、平成21年度から平成24年度にかけて夕田茶臼山古墳、平成28年度に杉洞1号墳(墓)、平成29年度に蓮野1号墳(墓)の発掘調査を実施した。

蓮野1号墳(墓)は平野部を見下ろす標高約94メートルの丘陵前端の頂部に立地する直径約15メートルの円丘状の主丘部に主丘部直径とほぼ同じ幅の方形に近い突出部が取り付く、墳長28メートルの突出部付の墳丘墓の可能性が指摘されている。丘陵頂部に設けられた主丘部から、南側の緩斜面に向けて突出部が認められる。突出部の盛土は厚い部分で約1.8メートルあり、草根の張った状態の表土を切り取るように掘削し、そのままブロック状に積み上げて基盤を造成し、その上に土手状に盛土を行うことで墳丘を構築している。突出部の基底部には地山を掘り窪めた堅穴があり、その中から廻間Ⅰ式前半段階の器台2点が出土している。また、築造時の表土由来とみられる突出部盛土中の土壌サンプルに含まれる微小炭化物の放射性炭素年代測定を行い、西暦1世紀から2世紀末に集中する暦年較正年代が得られている。

なお、蓮野1号墳(墓)の墳頂部には7世紀後葉の築造の小石室が造られており、蓮野2号墳とされている。

杉洞1号墳(墓)は蓮野1号墳(墓)の北西約170メートルの標高約91メートルの丘陵頂部に立地する直径約18メートルの円丘状の主丘部に長方形の突出部が取り付く、墳長30メートルの突出部付の墳丘墓の可能性が指摘されている。丘陵頂部に設けられた主丘部から、西側の緩斜面に向けて突出部が認められる。埋葬施設は墳丘構築と一連の工程で造られた、いわゆる構築墓壇内に木棺を直葬している。突出部前面には墳丘の構築途中に掘り返しを行っている箇所がある。また、突出部の基底部では盛土を掘り込む土坑があり、中から廻間Ⅰ式後半段階の高坏が出土している。

夕田茶臼山古墳は蓮野1号墳(墓)から東に約800メートルの谷部最奥部付近の平野部を望む標高約126メートルの丘陵頂部に立地する墳長39.5メートル、後円部径24.5メートルの前方後円墳である。前方部前面には墳丘と丘陵を画する溝が設けられている。発掘調査により地山を削平して均した後に基盤面を造成し、周堤状の盛土を行いつつ墳丘を構築したことが明らかになっている。埋葬施設は木棺直葬で、木棺の規模は長さ約2.7メートル、幅約1.3メートルで底面は船底形を呈している。墳頂部からは赤彩有孔直口壺が、盛土の中からは高坏やS字状口縁台付甕の破片が出土しており、廻間Ⅱ式前半段階に位置付けられる。また、墳丘構築前の基盤面を整えた範囲から出土した炭化物の放射性炭素年代測定を行い、2世紀中葉から3世紀中葉の暦年較正年代が得られている。

東海地域においては弥生時代後期後葉に前方後方形の墳丘墓が出現し、終末期後半に増加することが知られている。夕田墳墓群はそれとは異なる墳丘墓の展開が指摘されており、弥生時代後期後半から古墳時代前期にかけての墳墓の展開を考える上で重要である。なかでも夕田茶臼山古墳は、該当地域においていち早く造られた前方後円墳であり、前方後円墳の東日本への広がりを考える上で重要である。

よって、今回、条件が整った蓮野1号墳(墓)と夕田茶臼山古墳を史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(文化庁監修『月刊文化財』令和4年(2022)9月号より引用)

第3節 指定に至るまでの調査成果

夕田茶白山古墳の適切な保存や活用を考えるため、富加町教育委員会では平成 21～24 年度（2009～2012）にかけて範囲確認調査を実施した。この調査により当該古墳の築造年代が3世紀代であり、濃尾平野における弥生時代終末期から古墳時代初頭の様相を考える上で欠くことのできない資料であることが明らかになった。また、夕田地区に所在するその他2基の前方後円墳「杉洞1号墳」「蓮野1号墳」においても築造時期、築造工程、墳形を明らかにして夕田茶白山古墳との関係を考えることとし、富加町教育委員会が平成 28 年度（2016）に杉洞1号墳、平成 29 年度（2017）に蓮野古墳の確認調査を実施した。富加町教育委員会では、夕田茶白山古墳の調査において「夕田茶白山古墳調査検討委員会」を、その後の調査では「夕田地区古墳群調査検討委員会」を設置し、調査成果の検討や評価、保護・活用への助言及び指導を受けながら調査を進めた。

夕田茶白山古墳は、標高 127m（比高差約 27m、谷の入口部との比高差は約 50m）の丘陵頂部に立地し、墳丘の主軸は北西を向き全長 39.5m、後円部径 24.5m、前方部長 15.0m を測る。前方部と後円部の比高は約 2.4m あり、後円部が高い。墳形は不整形な前方後円形であり、前方部前面に墳丘と丘陵を区画する溝（SD02 幅 3.0m）が設けられる。墳頂部から出土した供献土器と考えられる赤彩有孔直口壺や盛土から出土する高坏やS字状口縁土付甕の破片をはじめとする土器の年代観（東海地方の土器編年という廻間Ⅱ式前半に相当する）と、基盤調整面から出土した炭化物の AMS 年代測定結果（1σ 暦年代範囲が AD 211～255（47.1%）、2σ 暦年代範囲が AD 137～258（79.1%）※較正曲線データ IntCal13）などの分析結果や同時代における美濃地域の様相と全国的な初期前方後円墳の事例等から、富加町教育委員会では築造時期を3世紀中頃と位置付けた。夕田茶白山古墳は埋葬施設に石槨や粘土槨を構築しない木棺直葬であると考えられ、木棺の規模は長さ約 2.7m、幅は約 1.3m の長方形で、盗掘坑の精査から断面は舟底形を呈することが判明した。棺の主軸は N-22°-23° -E で墳丘主軸とは斜軸となっており、地表下約 1.5m に埋葬されている。墳頂部には盗掘坑が穿たれていたが棺の北東隅をかすめる程度で、主体部は良好な保存状態を保っている。

また発掘調査における層位学的な検討により、旧地形の様子や墳丘の築造工程が明らかになった。墳丘の造成時に尾根頂部を大きく削平し、古墳の主軸は尾根の向きに合わせ、後円部は尾根先端に設定している。夕田茶白山古墳の築造工程は、後円部において5つの工程（地山削平、基盤造成、造成面調整、周堤状盛土、埋葬及び墳丘盛土）が復元された。墳丘の築造工程のうち、周堤状（土手状）盛土は美濃地域の弥生時代後期以降の墳丘墓と類似している。夕田茶白山古墳は古墳時代に通有の前方後円形を採用しながらも、木棺直葬、周堤状（土手状）盛土による構築墓壇、直口短頸壺の供献など美濃地域における弥生墳丘墓の要素を多くもち、弥生時代終末期から古墳時代初頭の過渡的様相をよく表した事例といえる。

夕田茶白山古墳の墳頂部では陶製経筒が出土しており経塚が築かれていた。平成 27 年度（2015）に実施した『信長公記』天理本（天理大学天理図書館所蔵）の検討の結果、同書にある織田信長による堂洞城（富加町夕田）攻めの本陣である「高き塚」が夕田茶白山古墳である可能性が高いことが明らかとなっている。遺跡に残る歴史の重層性を示すものとして重要である。

表 3-1 夕田茶臼山古墳の調査経過と主な成果

年次	調査区	経過と主な成果
1 次調査 (平成 21 年度)	T1・2	前方部の上面は岩盤まで整地している。 前方部の盛り土は拳大の凝灰岩礫を混入している。屈折変化点などの部分には礫を多く盛り、大型の礫を混ぜて土留め効果を出している。 前方部前面の傾斜部にて溝を検出。
	前方部西面 前方部前面	
2 次調査 (平成 22 年度)	T3・4・5	くびれ部の形状から前方後円形の可能性が高まる。 前方部コーナーを特定し、1 次調査の溝は区画溝ではないと判明。 コーナー端部は明瞭に仕上げていない。 出土土器から 3 世紀代の古墳の可能性を推定する。
	くびれ部 前方部コーナー 後円部西面	
3 次調査 (平成 23 年度)	T6・7・8	墳頂部の墓壇と主体部の構築方法が判明。 墳丘盛土の最終段階で平坦部を作り、その端に周堤状に盛土をして巨大な墓壇を構築し木棺を設置していると推定。 石櫛や粘土櫛は無い。墓壇埋土には土器片が多数混入する状況が判明。 主体部は北東隅に盗掘坑が及んでいるものの保存状況は良好。 木棺は舟底形を呈し頭位は北北東を向いて埋葬したと推測。 全体形は古墳時代のものでありながら埋葬部については弥生時代の墳丘墓の要素を強くもっている。
	墳頂部 後円部北面 後円部南面	
4 次調査 (平成 24 年度)	T9・10・11・12・13	築造前に地山を整地している。整地は岩盤まで及んでいる。墳頂部は岩盤まで整地した後に粘土質の赤土を敷き平坦部を作り出している。 粘土質の赤土の上面で炭や焼けた土粒の散布部を検出。 前方部、後円部ともに墳端（裾部）の作り方が明瞭ではない。 前方部前面に溝状遺構を確認した。地形と古墳の区画を意図した溝と推定。
	後円部東面 前方部東面 前方部前面	
報告書作成・刊行（平成 25 年度）		

蓮野 1 号墳は、標高 94m（比高差約 17m）の丘陵頂部に立地する。全長は約 28m で、直径約 15m の円形主丘部に、主丘直径とほぼ同じ幅の方形に近い突出部が取り付く墳形である。主軸はほぼ南北を向き、丘陵頂部に主丘部を設け南側の緩傾斜面に突出部を設定することで、主丘部と突出部の比高差を作りだしている。突出部の盛土は厚い部分で約 1.8m を測る。突出部の築造工程は、草根の張った状態の旧表土を切り取るように掘削し、そのままブロック状で積み上げて基盤を造成し、その上に土手状盛土にて墳形を整えている。自然科学分析により、ブロック状のかたまりに残る旧表土には微小な炭化物が混じっており切り出す際に野焼きを行っている可能性が想定された。旧表土と思われる土壌サンプルを採取し、そこから微小炭化物を抽出して AMS 年代測定を実施した結果、西暦 1 世紀から 2 世紀末に集中しており、築造年代の幅を示すと考えた。

また蓮野 1 号墳の突出部基底には地山を掘り窪めた竪穴状の遺構があり、弥生時代終末期（東海地方の土器編年という廻間 I 式前半に相当する）の器台 2 点がほぼ完形で出土している。基底部形成における竪穴状遺構は杉洞 1 号墳においても確認されており、層位学的検討から墳墓築造に伴うものと考えた。微小炭化物の AMS 年代測定結果とも整合性がある点から、器台の考古学的年代観を基に蓮野 1 号墳の

築造を2世紀後葉と位置付けた。

なお蓮野1号墳の墳頂部からは玄室長約4m、玄室幅約1.4m、羨道長約1mの小石室が検出された。出土した須恵器や近隣の類例から7世紀後葉の築造と考えられ、蓮野2号墳とした。1号墳の主体部は2号墳の石室構築により損壊を受けている可能性がある。

杉洞1号墳は標高91m（比高差約13m）の丘陵頂部に立地し、全長は約30m、直径約18mの円形主丘部に長方形の突出部が取り付く墳形が想定される。主軸は東北東を向き、蓮野1号墳と同様に丘陵上に主丘部を設け、西側の緩傾斜面に突出部を設定することで、主丘部と突出部の比高差を作りだしている。主丘部は後世の土採取の影響で半壊しているが、残存する盛土基底部から円形と推定した。地元で「ひさご塚」と呼称されている点や、昭和45年（1970）刊行の古墳分布調査報告書において前方後円墳と認識されている点も傍証である。墓壇は土手状盛土による構築墓壇で埋葬施設は石槨等を構築しない木棺直葬である。墓壇の中心部は損壊を免れている可能性もあり、主体部も一部残存している可能性もあり、留意が必要である。

杉洞1号墳の突出部前面では構築途中に掘り返しを行っている痕跡（SX03）が確認された。夕田茶白山古墳においても同様の箇所掘り返しが確認されており、何らかの同じ習わしを共有していると考えられる。また、突出部において基底部盛土を掘り込む土坑（SX02）も検出され、弥生時代終末期（東海地方の土器編年という週間1式後半に相当）の高坏が伏せた状態で出土した。周辺には赤彩のある壺の破片も出土しており、突出部築造の初期段階に意図的に埋められたものである。当該高坏や、盛土から出土した土器の考古学的年代観から2世紀末から3世紀前葉の築造と推定した。



写真 3-1 夕田茶白山古墳 調査時遠景(北西から)



写真 3-2 夕田茶白山古墳 墓壇検出状況 T8(東から)



写真 3-3 夕田茶白山古墳前方部前面 T13 の区画溝 (南から)



写真 3-4 夕田茶白山古墳墳頂部 T10 で出土した
供献土器と思われる赤彩有孔短頸壺

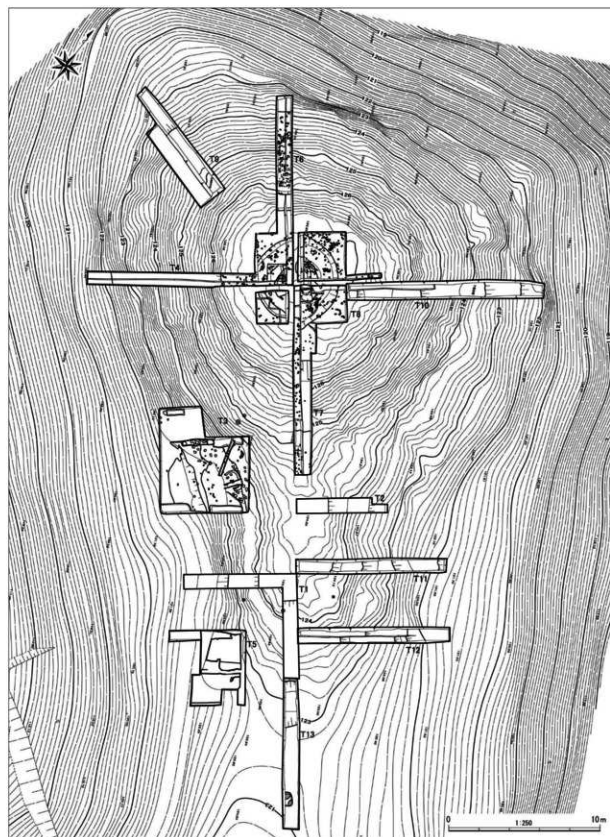


図 3-1 タ田茶白山古墳トレンチ図

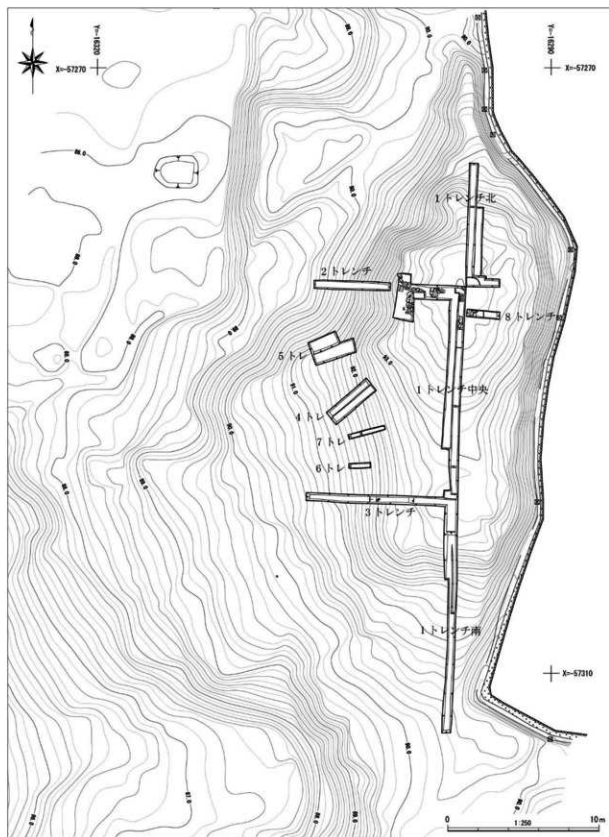


図3-2 蓮野1号墳トレンチ図

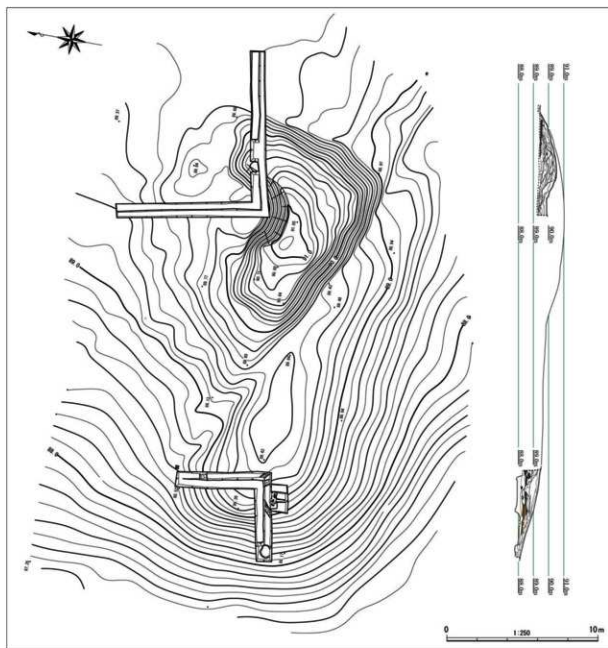


図 3-3 杉洞1号墳トレンチ図



写真 3-5 蓮野1号墳突出部(1 トレンチ)
盛土断割状況(南から)



写真 3-6 蓮野1号墳突出部西辺付近底部
器台出土状況(東から)



写真 3-7 杉洞1号墳突出部高坏出土状況

第4節 指定地の状況

1 史跡指定地の範囲

史跡の指定範囲は、墳墓ごとに定められている。基本的に視認できる現状の墳丘を中心とするが、いずれの墳墓も丘陵上部を選地して築かれており、それが史跡の特徴ともなっているため、一体となる地形を一部含めた範囲が指定地となっている。

2 史跡指定地の現状、土地所有区分

史跡「夕田墳墓群」の指定地（総面積 5,552.63 m²）は、すべて公有地となっている。

夕田茶白山古墳の指定範囲は平成 29 年（2017）2 月 3 日に富加町に譲渡され、蓮野 1 号墳の指定範囲については令和 3 年（2021）1 月 12 日に富加町に譲渡されて公有地となった。

しかし、夕田墳墓群を構成し指定地と同等の価値を有すると考えられる杉洞 1 号墳については、令和 6 年度（2024）現在で未指定であり私有地となっている。杉洞 1 号墳については、平成 29 年度（2017）の確認調査後の夕田地区古墳群調査検討委員会（当時）と史跡夕田墳墓群保存活用計画策定委員会（第 3 回）において保護すべき範囲が検討されており、それに基づいて地権者との話し合いが行われている。今後条件が整備され次第、国史跡の追加指定について意見具申を行う必要がある。



写真 3-8 指定地の航空写真（夕田墳墓群 垂直撮影航空写真）

表 3-2 史跡指定地の土地所有（夕田茶臼山古墳）

夕田茶臼山古墳

No.	地 番	面 積	地目	所有者	備 考
1	岐阜県加茂郡富加町夕田字南洞 692 番 1	2,720.32 m ²	山林	富加町	登記簿上の面積 5,408 m ² のうち 2,720.32 m ²
2	岐阜県加茂郡富加町夕田字南洞 698 番	936.58 m ²	山林	富加町	
3	岐阜県加茂郡富加町夕田字南洞 699 番	924.81 m ²	山林	富加町	

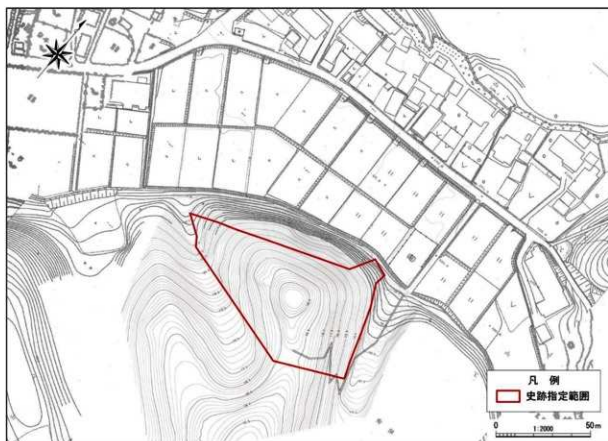


図 3-4 夕田茶臼山古墳史跡指定範囲図

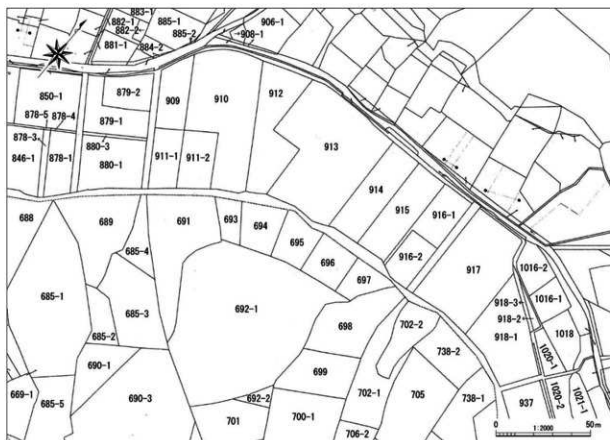


図 3-5 夕田茶臼山古墳と周辺の地番集成図

※この図面は、空中写真をもとに作成されたもので公図とは異なる

表 3-3 史跡指定地の土地所有（蓮野1号墳）

蓮野1号墳

No.	地 番	面 積	地目	所有者	備 考
1	岐阜県加茂郡富加町夕田字蓮野 314 番 11	970.92 m ²	山林	富加町	登記簿上の面積は 970 m ²



図 3-6 蓮野1号墳史跡指定範囲図

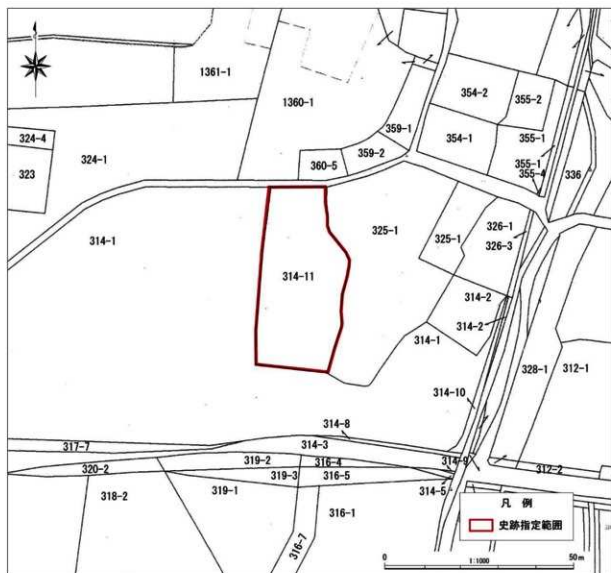


図 3-7 蓮野 1 号墳地番集成図

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡指定にあたって文化庁から示された指定理由を踏まえて本質的価値を整理する。なお夕田墳墓群の価値を述べるにあたって、現在は未指定である杉洞1号墳も含めて整理する。

1 弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけて連続して築造された首長墓

夕田墳墓群を構成する蓮野1号墳・杉洞1号墳・夕田茶白山古墳は、確認調査によって概ね2世紀後葉から3世紀中頃にかけて築造された墳墓群であることが判明した。これらは前方後円形を志向する墳形・丘陵上の立地・木植直葬・構築墓壇・墳丘外表施設を設けない点など共通性が多く、幅広の方形突出部が取り付く独自性の強い蓮野1号墳から突出部が長方形の杉洞1号墳の変化は、出現期の前方後円墳と考えられる夕田茶白山古墳への過渡的变化と捉えることができ、諸属性においても3つの墳墓に連続性が認められる。

蓮野1号墳と杉洞1号墳では、突出部の築造初期段階において高坏や器台などを据える基底部土器埋納が認められた。また杉洞1号墳と夕田茶白山古墳では、突出部・前方部の築造初期段階で盛土の掘り返しを行っていることが判明している。これらは3つの墳墓で突出部（前方部）の築造に際し、何らかの「習わし」を共有あるいは踏襲している可能性が考えられる。

以上の点から弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけて首長権を継承した被葬者が、限定されたエリアの中に一代一墳で築造したものと考えられ、列島における弥生墳丘墓から古墳への首長墓の変遷を考える上で非常に希有な資料であるといえる。

2 不整形な前方後円形を特徴とし、丘陵上に立地する墳丘が良好に保存され築造方法の一端が明らかとなった

3つの墳墓は円形に突出部が付された不整形な前方後円形を特徴としている。蓮野1号墳は幅広で不整形な方形の突出部が円形の主丘部に取付き、突出部と主丘部の高低差が小さく境が不明瞭であるが、杉洞1号墳では突出部が長方形を呈し、主丘部と突出部の高低差がやや明瞭になる。夕田茶白山古墳では明確な前方後円形となり、後円部と前方部の高低差は2mで明瞭となるものの、全体的には左右非対称の不整形な前方後円墳である。3基とも不整形な前方後円形を特徴としながらも、墳形が徐々に整えられ前方後円墳を指向する過程を窺うことができる。

3つの墳墓はいずれもが丘陵上に立地しており、広い領域を眺望できる点と近隣集落から墳墓を仰ぎ見るという2つの視点で選地されている。特に夕田茶白山古墳からは中濃盆地が広く見渡せ、遠くには伊吹山も眺望できる。こうした眺望や遠方からの視認性も重要な史跡の価値である。

さらに、当該期の墳墓は墳丘が残っている事例が少ないなかで、夕田墳墓群は墳丘築造当時の盛土が比較的良好に保存されている。また、発掘調査によって築造方法が明らかとなった点も重要な価値である。

夕田茶白山古墳の築造方法は以下のとおりである。

- (1) 埋葬部の基盤を造成する。
- (2) 土台の上に周堤状土盛り。基盤の周縁に拳大礫を混ぜた盛土をドーナツ状に周堤盛土。
- (3) 棺を据える。盛り残した中央に木棺を据える。頭位はほぼ北と推定。墳丘主軸とは斜軸になる。
- (4) 周堤内を埋める。周辺には礫があまり混じらない粘性のある土で埋める。
- (5) 墳頂部からは赤彩のある有孔短頸甕が出土。埋葬終了後に供献したと考えた。

墳丘の主軸は北西を向き、全長 39.5m、前方部長 14.5m、後門部径 25mを図る。墳形は古墳時代に特有の前方後円形でありながら、土手状盛土による墓壇の構築方法などで弥生時代の墳丘墓に近い様相が強くみられる。

蓮野 1 号墳と杉洞 1 号墳についても墓壇の一部を確認しており(2)～(4)の工程は同様であると考えられる。また蓮野 1 号墳については、突出部のトレンチにおいて周辺の表土を土塊状に切り出し、規則的に積み上げている特徴的な盛土工程を確認した。また突出部(前方部)の構築過程では掘り返しや土器埋設といった何かしらの習わしを共有している可能性も調査によって明らかになっている。

3 弥生時代終末期の円形墓や出現期の前方後円墳を築造する墓制の東への伝播を示す

美濃地域では弥生時代後期後半から終末期にかけて円形墳が首長墓に採用される事例が増加しており、播磨・摂津地域を中心に拡散した円形墓や突出部付円形墳を築造する墓制が、北近畿や北近江を經由して美濃へ伝わっていると考えられる。この背景には鉄器の流通経路が想定され、夕田墳墓群が所在する中濃地域では首長墓への鉄剣副葬事例が散見されることから、夕田墳墓群の成立もこうした西からの影響を受け、広域流通文物に関与した中濃地域の首長層が被葬者と想定される。

円形墳や前方後円形の周溝墓(突出部あるいは陸橋を付す墳墓)を築造する墓制は北陸東部や飛騨そして北信地域や北関東、南関東にも及んでおり、瀬戸内東部を発信源とした東へ伝わる経路が存在すると考えられ、夕田墳墓群はその中間地点にあたり西と東をつなぐ重要な結節点のひとつと考えられるため、非常に重要な価値といえる。

さらに、夕田茶白山古墳の築造時期は、出土土器や造成面で出土した炭化物の AMS 年代測定によって 3 世紀中頃の暦年代が与えられており、全国的に事例が確認されつつある出現期の前方後円墳の類例と考えられる。こうした出現期前方後円墳と弥生墳丘墓との連続性あるいは非連続性については古代史の大きな課題である。その意味において、出現期前方後円墳と、それに先駆けて築造された弥生墳丘墓との連続性が確認された事例は、全国的にも稀少である。当該期の列島における地域首長のあり方を考える上で非常に重要な遺跡である。

第 2 節 史跡の副次的価値

1 蓮野 1 号墳の主丘部上に小石室が築造されている

蓮野 1 号墳の主丘部には小石室が築造されていることが、確認調査で判明した。石室周辺からは 7 世紀後半の須恵器が出土している。石室内の埋土を完掘していないため構造等の詳細については今後も検討が必要である。

2 織田信長の堂洞合戦において本陣として再利用されている

夕田茶臼山古墳の墳頂部からは陶製の経筒外容器片が出土しており、中世の経塚が営まれていたようである。さらに戦国期には「信長公記」天理本（天理大学附属天理図書館所蔵）には、織田信長が当町夕田にある堂洞城を攻めた際に「高き塚」に陣を構えたとある。平成26年度（2014）からの当町による織田信長の東美濃攻略の調査によって、本陣「高き塚」は夕田茶臼山古墳が該当すると推察されている。

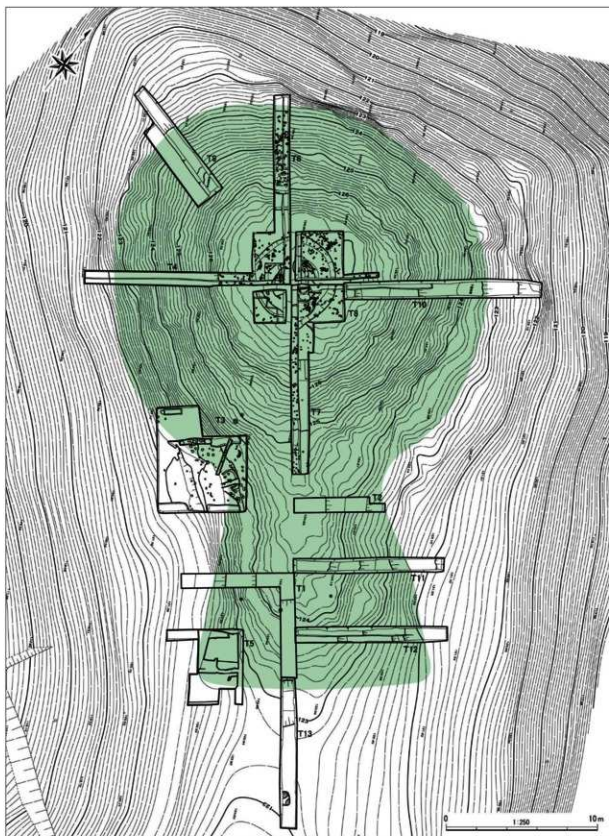


図4-1 夕田茶臼山古墳墳丘復元図

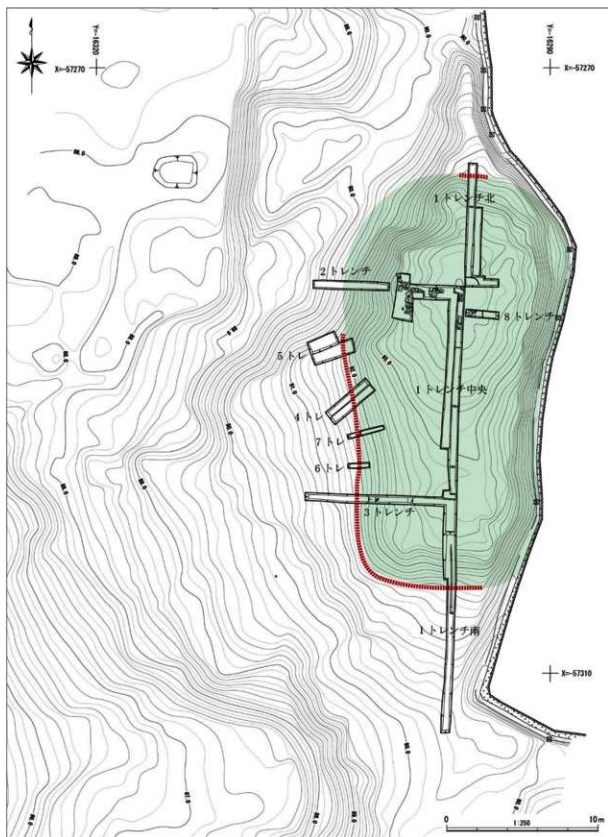


図4-2 蓮野1号墳墳丘復元図

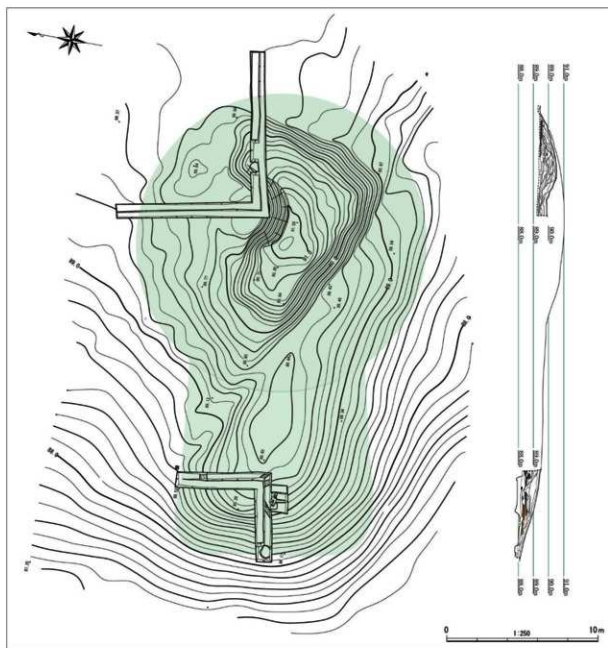


図4-3 杉洞1号墳墳丘復元図

第3節 構成要素の特定

史跡の保存管理・活用・整備を図るためには、史跡を構成する要素を抽出し文化財的価値を明らかにしておく必要があるため、構成要素の特定を行う。

史跡夕田墳墓群の構成要素では「本質的価値を構成する諸要素」「本質的価値に準ずる諸要素」の2つの要素に分類する。さらに今後の史跡追加指定を考慮して「史跡の本質的価値を構成する諸要素の一部であるが、指定されない部分」を設けた。当該諸要素については、今後追加指定された場合は、前述の本質的価値を構成する諸要素及び準ずる諸要素に含まれることになる。

また、今後の活用を見据えて史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の中で、「史跡の保存活用に資する要素」や「史跡の周辺の社会的要素」についても整理しておく。

1 本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定要件に関わる最も核心的な要素であり、墳墓に関わる遺構・出土遺物・一体となった地形を挙げる。墳墓に関わる遺構については、墳丘など地上に表出し視覚的に捉えられるものと、埋葬施設・区画溝など地下に埋蔵されるものがある。既往の調査での出土遺物は富加町郷土資料館に保管されるが、現状で地下に埋蔵されるものも存在する。また、史跡の本質的価値に定めたとおり、丘陵立地や墳墓からの眺望も史跡の重要な要素であるため、史跡を指定する際に一体となる地形も含めている。

2 本質的価値に準ずる諸要素

既往の調査で、墳墓群築造前の遺物や築造後の二次的利用の痕跡が確認されている。築造後の二次的利用については、蓮野1号墳に築造された小石室（蓮野2号墳）や、夕田茶臼山古墳の墳頂部に築かれた中世の経塚跡や、文献資料から導き出せる織田信長の堂洞城攻めにおける本陣跡などが挙げられるが、史跡における歴史の重層性を示す点で重要な要素である。

3 史跡の本質的価値を構成する諸要素の一部であるが、指定されていない部分

夕田墳墓群を構成する3つの墳墓のうち杉洞1号墳が未指定となっている。杉洞1号墳の残存する墳丘・埋葬施設・立地する丘陵部が史跡と同等の価値を有する。今後条件が整備され史跡への追加指定となった場合には、本質的価値を構成する諸要素等へ組み込む必要がある。

史跡指定地を選定する際に、墳墓と一体となる地形も含めているため、史跡を構成する要素はほぼ指定地に含まれているが、今後の調査等において指定地外で墳墓に関連する遺構が発見された場合には、当該区分に位置付ける。

4 史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素

史跡指定地外で保存・活用に資する要素を特定すると、夕田茶臼山古墳に近接する「古墳と里山広場」は駐車場として利用でき、富加町郷土資料館はガイダンス施設として最適の立地である。都市公園「半布ヶ丘公園」はトイレ・駐車場・イベント等に活用でき、道の駅「半布の郷」や河川公園「とみばーく」は少し距離があるものの、集客のある施設であるため史跡のPR等で連携を図ることが望まれる。

史跡周辺の環境は、丘陵地には植林と果樹林が多く、谷部の水田を取り囲むように山裾に集落が立地している。史跡への経路は集落を結ぶ生活道を利用しているが、地形に制約されて狭小な道が多い。谷奥部の夕田茶臼山古墳周辺は古い集落が維持されるが、夕田地区北西部の蓮野1号墳、杉洞1号墳周辺は新しい住宅が増え、店舗・工場も立地している。

表 4-1 構成要素の分類

構成要素			史跡		史跡と同等の価値を有する墳墓
			夕田茶臼山古墳	蓮野1号墳	杉洞1号墳
夕田墳墓群	本質的価値を構成する諸要素	地上に表出している要素(遺構)	墳丘(盛土)	墳丘(盛土)	墳丘(盛土)
		地下に埋蔵されている要素(遺物)	埋葬施設(木棺直葬)区画溝	埋葬施設(木棺直葬)	埋葬施設(木棺直葬)
		出土遺物	土器 (赤彩有孔短頸壺、高坏、器台、S字甕) 砥石	土器 (器台、壺、高坏)	土器 (高坏、壺)
		史跡と一体となった地形	標高127m 丘陵	標高94m 低丘陵	標高91m 低丘陵
		墳墓群の築造以前・以後の遺構と遺物	経筒外容器 織田信長本陣跡	縄文時代の石器 墳頂部の小石室	
	本質的価値に準ずる諸要素	史跡の保存・活用に資する要素	見学道 境界標(プラスチック)	境界標(プラスチック)	
		史跡の保存・活用上、調整を必要とする要素	立木 切株	立木 切株	立木 切株
				標柱(ステンレス)	標柱(ステンレス)
			保護マット		
			可動式ベンチ		
史跡の一部を構成する要素	史跡の一部を構成する要素				
史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素	史跡の保存・活用に資する要素	富加町郷土資料館 半布ヶ丘公園 古墳と里山広場 見学道 案内板 道の駅「半布里の郷」とみばーく	富加町郷土資料館 半布ヶ丘公園 赤道 道の駅「半布里の郷」とみばーく	富加町郷土資料館 半布ヶ丘公園 道の駅「半布里の郷」とみばーく	
	周辺の社会的要素	住宅 山林 町道 農地(田・果樹園) 夕田集会場	住宅・工場 山林 町道 農地(畑) 水路(東側の境界)	住宅・店舗・工場 山林 町道	

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

夕田墳墓群の各墳墓では墳丘盛土の毀損箇所が認められ、長期的スパンで考えた場合に盛土の流出や墳丘崩落などが懸念される点が課題である（写真 5-1・2）。

この点について、各墳墓の現状を記す。

夕田茶臼山古墳は、後世の損壊が及んでおらず墳丘の保存状態が良好で墳形を美しくとどめている。しかし、墳丘表面を観察すると特に前方部の墳頂において流土が認められる（写真 5-3・4）。これについて岐阜県森林文化アカデミー柳沢直教授に現地を視察いただき（令和 5 年（2023）8 月 23 日）、高濃度の農業が散布され表土が裸地化及び軟化したため、盛土の一部が流出した可能性が指摘された。しかし、土中の残留農薬はいずれ無くなると思われ、その後は植物が生えてくるだろうとの指摘を受けている。現時点でもネザサなどが少しずつ生えてきている。

現在、墳丘毀損抑制と来訪者の滑り防止を目的とした通路マットを敷いており、すでに設置後 7 年が経過している。

鳥獣害被害については、後円部の北西裾付近（写真 5-5）と見学道（写真 5-6）でイノシシによる掘り返しがみられるが、総じて被害は少ない。



写真 5-1 平成 27 年（2015）頃



写真 5-2 現在



写真 5-3 マット部分は土が流れず段差になっている



写真 5-4 前方部上（北から）



写真 5-5 後円部北西裾イノシシ被害（西から）



写真 5-6 見学道イノシシ被害（北から）

蓮野 1 号墳は土取りによる墳丘の毀損があり（写真 5-7）、わずかであるが流土が認められる。墳頂部にあるコナラ（写真 5-8）は数年で倒木の可能性が高いため（岐阜県森林文化アカデミー 柳沢直教授の現地指導による）、早急な伐採が必要である。



写真 5-7 土取りによる毀損部分（南から）



写真 5-8 墳頂部の危険木（南から）



写真 5-9 1950 年代の夕田茶臼山古墳の様子（背景に写る。高垣浩規氏提供）

今回、保存に影響を及ぼす樹木を把握するため、令和 5 年（2023）8 月 23 日（水）に岐阜県森林文化アカデミー 柳沢直教授に現地にて指導いただき、それをもとに事務局で図 5-1 の植生分布図を作成した。

本来の植生はアカマツ林であった（写真 5-9）が、現在はコナラ、アベマキ、アカメガシワ、アラカシなどの二次林が広がり、東の谷側にスギ・ヒノキの植林が、西の谷側にクリ・ウメ・柑橘類などの果樹が植林され混生している。

史跡の保存に影響を及ぼす樹木としては成長限界に達して高木化したコナラなどの落葉樹や植林されたヒノキが懸念される。墳丘部分には、まばらに樹木があったようであるが、現在までに多くが伐採されている。ただし、図 5-1 の B 1 に示した部分においては後円部の墳丘斜面にまでヒノキの植樹が及んでおり、B 1 部分のヒノキは多くが成長限界に達しているため、倒木があった場合には根起こしなどで墳丘を毀損するおそれがある。



写真 5-10 航空写真による植生分布（西南から）

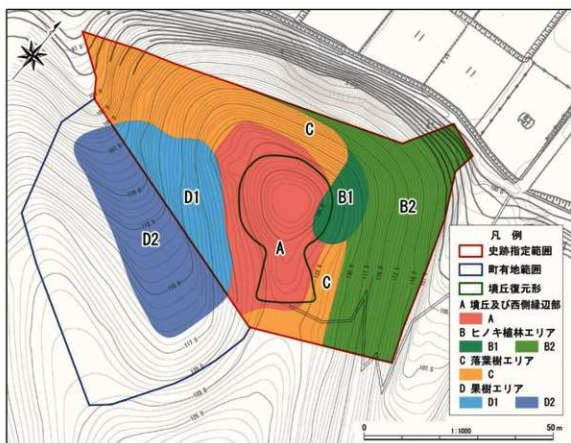


図 5-1 夕田茶臼山古墳周辺の植生分布図

史跡の明示については、説明板（夕田茶臼山古墳）・ステンレス標柱（蓮野1号墳）で表示をしているが恒久的な標識によって明示はできていない。また指定地の範囲の明示についても、境界杭はプラスチック杭がほとんどであるため範囲を恒久的に明示できないおそれがある。



写真 5-11 標識の参考
(三河国分尼寺)



写真 5-12 境界杭(プラスチック)

追加指定案件については、夕田墳墓群を構成する3つの墳墓のうち杉洞1号墳が未指定となっている。史跡と同等の価値を有する墳墓であるため史跡の追加指定のための条件整備について地権者と協議している。地権者の理解を得て国史跡へ追加指定し、墳丘及び周辺の公有地化を進める。

以下、保存管理の現状と課題を表5-1に示す。

表 5-1 保存管理の現状と課題 整理表

全体

現 状	課 題
墳丘上に高木があり、一部には倒木のおそれのある樹木がある。	風雪害等の倒木によって墳丘が毀損するおそれがある。
墳丘上の樹木の無い部分において、一部に裸地化が進んでいる箇所がある。	盛土の乾燥化による流出や、今後の豪雨等により斜面崩壊等が発生するおそれがある。
標識が未設置又は恒久的な素材でない。	国史跡であることを恒久的に明示できない。
史跡指定範囲の境界標はプラスチック杭で表示されている。	国史跡の範囲を恒久的に明示できない。
指定地内には圍路等は設置されておらず、来訪者の墳丘への立ち入りを制限していない。	墳丘上の毀損箇所が拡大するおそれがある。
史跡指定地周辺の自然環境について十分に把握ができていない。	史跡の実態に即した計画の策定や整備が行えない。
埋葬施設や墓壇など地下に埋蔵されている遺構について正確に把握していない墳墓がある。	埋葬施設や墓壇など地下に埋蔵されている遺構を踏まえた価値を十分に来訪者に伝えることができない。
史跡の周辺に開発が進行する可能性のある地域がある。	将来的に地形改変等、史跡の周辺環境の悪化の危険がある。

夕田茶臼山古墳（※A～D エリアについては図 5-1 を参照）

現 状	課 題
墳丘部分（植生分布図 A エリア）に濃度の高い除草剤を散布され未だに土中に薬剤が残留している可能性がある。	除草剤の影響で、墳丘の各所で表面軟化や裸地化が進行し、前方部では盛土が流出し墳丘が毀損してしまっている（図 5-3）。
植生分布図 A エリアでは、墳丘の土壌が良好なため草本類の発育がよい。一部で背の高い外来種やアカメガシワなど樹木も生えてきている。	定期的な草刈り等の管理を行わないと、墳丘を適切に管理できなくなる。
ヒノキの植林箇所（植生分布図 B エリア）が墳丘部分に及んでいる。	将来的にヒノキが老木になり倒木した場合に墳丘を毀損するおそれがある。
史跡周辺にイノシシ等の野生動物が生息している。	指定地内でのイノシシによる掘り返しがみられ、一部で墳丘にも及んでいる。
絶滅危惧種であるキンランが群生している。	希少生物の保護を考慮した史跡の管理が必要。

蓮野 1 号墳

現 状	課 題
後世の土取り、水路敷設等で墳丘の一部が毀損している。	今後さらなる土砂流出のおそれがある。
史跡の実態を解明するための調査研究を行い、調査報告書や総括報告書を刊行しているが、調査箇所が限定的である。	十分に史跡の価値を把握できていない。
主丘部北西の土取り毀損部分にあるコナラの高木（写真 5-8）が、傾斜が限界かつ傾き側に枝が多いため、倒木のおそれがある。	コナラは下へ深く根を張っているため、倒れた場合に埋葬主体部を損壊するおそれがある。

杉洞 1 号墳

現 状	課 題
史跡と同等の価値を有する杉洞 1 号墳が未指定となっている。公有地化も図れていない。	指定地と同様な保存を図ることができない。
史跡の実態を解明するための調査研究を行い、調査報告書や総括報告書を刊行しているが、調査箇所が限定的である。	十分に史跡の価値を把握できていない。
杉洞 1 号墳は、後世の土取り等で墳丘の一部が毀損している。	今後さらなる土砂流出のおそれがある。

第2節 活用の現状と課題

1 学校教育での活用

地域学校協働活動の中で学校の要請にあわせて、小学校6年生や中学生を対象としたふるさと学習(総合的な学習)において夕田墳墓群の学習と現地の見学等を実施している。



写真 5-13 古墳現地での学習(夕田茶臼山古墳)



写真 5-14 ボランティア団体による小学校でのふるさと学習

2 生涯学習での活用

専門家を招聘した歴史講演会の開催や、史跡のウォーキングイベントを定期的に実施し、夏休みを利用した子ども向け体験プログラムでは夕田墳墓群をモチーフにした時計作りなどを実施している。その他にも町内外の各種団体から要請を受け、文化財専門官が出向く出前講座も実施しており、自治会ごとの高齢者学習会や歴史サークル等でも講和を実施している。

また定期的に「文化財サポーター養成講座」を開催し、史跡や文化財への理解を深め、保存・活用を支援してくれる人材の育成を行っている。



写真 5-15 夕田茶臼山古墳歴史講演会(H28)



写真 5-16 文化財専門官による出前講座

3 半布里文化遺産活用協議会(半布里コミッティ)との協働

平成28年度に富加町の歴史遺産の魅力を発信することを目的とした「半布里文化遺産活用協議会」が発足している。

史跡を紹介した動画の作成や、各地で開催されるイベント等にPRブースを設置して史跡の広報活動などを行っている。また、学校でのふるさと教育のなかで史跡を活用する場面では、学習や見学時のサ

ボートも行っている。

富加町郷土資料館が実施する「文化財サポーター養成講座」とも連携し、修了者が同協議会で活動するように促しており、令和5年度（2023）からは史跡への訪問者をサポートするボランティアガイド事業を開始するなど幅広い活動を展開している。



写真 5-17 史跡のボランティアガイド



写真 5-18 PRグッズの制作

課題としては、小・中学校の児童・生徒に対して史跡への理解を深めるために、継続的で安定した機会を作り出す必要がある。そのためには各学校と協議しながら史跡を「ふるさと教育」の主要なテーマに位置付け、総合的な学習の時間を利用して年間の学習計画を作成していく必要がある。

学校教育、生涯学習での活用と比較して、地域振興や観光資源として活用する視点が不足している。夕田墳墓群を町の魅力としてのPRの不足、観光部局との連携不足、道の駅などの地域振興施設との連携が不十分などが原因として挙げられる。観光面、地域振興面での活用を図るためにも、一体的に理解できるパンフレットやガイドブック等の整備が必要である。史跡は主要幹線道路から離れた立地である点が活用を図るうえでの弱みである。これを補うためにも情報発信を強化する必要がある。

情報発信の強化という視点では、富加町郷土資料館が夕田墳墓群に近接しており、史跡のガイダンス施設として積極的に活用を図る必要がある。展示面積が少ないため有効に活用できていない点が現状の課題である。

以下、活用における現状と課題について、表 5-2 に示す。

表 5-2 活用の現状と課題 整理表

全体

現 状	課 題
町内小中学校においては地域学校協働活動本部と連携し、総合的な学習において夕田墳墓群を含めた歴史学習や現地見学による学習を推進している。	学校の方針やカリキュラムによって学習の機会が増減し、安定しない場合がある。また史跡に関する情報やサポートできる人材の提供が不十分である。
高等学校では地域の歴史や文化への理解を深める場面で、希望する学校に資料や人材の提供を行っている。	希望する学校のみへの対応で、高等学校への地域の歴史や文化に関する普及啓発がまだ十分でない。
歴史講座や専門家による講演会の開催などを行っている。	単発的な学習の機会にとどまっており、継続的な学習に十分つながっていない。
史跡見学を付加価値としたイベント等を開催している。	イベントが学びの場の創出にとどまっており、交流の場として活かされていない。観光的側面での活用としては不十分。
半布里文化遺産活用協議会が史跡ガイドを発足させ、希望者には現地の案内を実施している。	史跡ガイド活動の周知が十分でない。今後は人材を継続的に発掘していく仕組みづくりが必要である。
史跡について調査報告書等の刊行物やホームページ等により情報発信を図っている。	現状では情報発信がまだ十分でない。観光や地域振興面での史跡の PR が不十分。観光・広報部局との連携が不足している。
夕田墳墓群として一体的なガイドブック等が未刊行である。	各墳墓が夕田墳墓群として一体的な価値を有することを来訪者に十分に理解してもらうことができない。
富加町郷土資料館を利用して、夕田茶白山古墳の発掘調査成果を紹介している。	展示スペースが少なく、夕田墳墓群を一体的に紹介できていない。内容も、発掘調査成果にとどまっている。
史跡が主要幹線道路から離れている。	来訪希望者が訪れにくく、史跡があることを十分に周知しきれない。
夕田墳墓群を案内した動画を半布里文化遺産活用協議会が作成し、公開している。	現地の案内を主眼とした動画のため、史跡の価値や魅力を包括的にまとめた動画はない。

第3節 整備の現状と課題

夕田茶臼山古墳での裸地化による盛土の流出箇所、蓮野1号墳での土取りによる削平など墳丘毀損部への対処が必要である。

現状では史跡の所在を示す石製標識や夕田墳墓群を現地で一体的に理解できる説明板が未設置であり、史跡までを案内する標識も少ない。各墳墓では、墳墓の各部位の表示や、埋葬施設、区画溝等の地下に埋蔵されている遺構など周知の遺構が現地で表示されていない。

富加町郷土資料館がガイダンス施設として最適な立地であるが、史跡に関する展示は十分ではない。



写真 5-19 参考事例（能美古墳群）石川県能美市

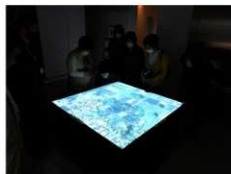


写真 5-20 参考事例（野古墳群）大野町



写真 5-21 参考事例（馬越長火塚古墳）
豊橋市



写真 5-22 参考事例 青谷上寺地遺跡
(鳥取県)

夕田茶臼山古墳の本質的価値として墳丘からの眺望と下からの視認性が挙げられたが、周辺の樹木が高木化して妨げている（写真 5-23・24・25・26）。樹木の管理方針が定められていない点が課題である。



写真 5-23 平成 21 年（2009）の眺望



写真 5-24 平成 28 年（2016）の眺望



写真 5-25 令和 5 年（2023）の眺望



写真 5-26 現在の下からの視認性（北西から）

蓮野 1 号墳までの見学道は、未舗装の法定外道路を利用しているが、途中で私有地の山道を経由している。私有地を経由せず蓮野 1 号墳へ辿り着けるルートを設定する必要がある。

夕田茶臼山古墳には丘陵の入口に広場と駐車場が整備され、見学道も設置されている。広場・駐車場にはベンチが設置されるがトイレや四阿等はない。見学道は碎石と丸太で階段が設置されているが、ステップが若干高く、手摺等は設置されていない。経年劣化もみられる。



写真 5-27 蓮野 1 号墳までの法定外道路（南から）



写真 5-28 私有地内を通る蓮野 1 号墳への見学路（西から）



写真 5-29 歴史と里山広場（夕田茶臼山古墳）



写真 5-30 夕田茶臼山古墳の見学道の入口



写真 5-31 夕田茶臼山古墳の見学道ステップ



写真 5-32 夕田茶臼山古墳広場のベンチ

まずは墳丘毀損部の保護策の検討が必要である。また、現地見学等の積極的活用を図ることを考えると、墳丘上の見学導線での保護策を講じ、墳丘の毀損抑制を図る必要がある。待機スペースが設けられていない点も課題である。

史跡の一体的な表示ができていない点や、遺構の未表示、樹木管理方針の未整備など、史跡の本質的価値の明示が不十分である。

来訪者が安全に史跡を見学できる配慮の面でも、見学道の一部未整備や便益施設の設置が課題として挙げられる。

以下、整備における現状と課題について表 5-3 に示す。

表 5-3 整備の現状と課題 整理表

全体

現 状	課 題
広範囲に分布している各墳墓の位置関係や価値が、現地に表示されていない。	来訪者が一連の墳墓として認識するのが難しく、見学ルートの表示もないため巡回しづらい。
周知の遺構が現地で表示されておらず、解説板が未設置の墳墓もある。	史跡の価値を現地で十分に理解することができない。
史跡指定地周辺が森林である。	史跡の重要な価値である眺望や視認性が一部の樹木によって妨げられている。
夕田茶臼山古墳にのみ駐車場と待機広場が整備されているが、周辺の道路は道幅が狭く、普通車しか寄り付けない。	車で寄り付けない箇所がある。既設の駐車場ではバス利用の団体は駐車できない。
利用者のトイレは、少し離れた富加町郷土資料館と半布ヶ丘公園を利用している。	十分な便益施設が整備されていない。
富加町郷土資料館が夕田墳墓群に近接して立地しており、調査の成果の一部を展示している。	調査成果の提示が主体で、史跡の歴史的価値の表示が不十分である。展示スペースが狭小なため現状で十分な展示を展開するのは難しい。

夕田茶臼山古墳

現 状	課 題
裸地化、乾燥化した部分がある。	一部で盛土の流出が認められる。墳丘の保護が十分でない。
夕田茶臼山古墳については保存状況が極めて良好で往時の様子を現在に伝えている。	来訪者の墳丘立ち入りを制限しておらず、見学導線の方針が定まっていない。
見学者の踏み締めによる毀損を防ぐため墳頂部に保護マットを敷いているが老朽化がみられる。	保護マット脇を表面雨水が流れ盛土流出が懸念される。保護マットが経年劣化している。
見学道は一部で老朽化が認められ、階段部分に手摺の設置がなく、段差が高い部分もある。	来訪者の安全面を考えると検討の余地がある。
史跡から少し離れた丘陵下に駐車場と待機広場があり、説明板が設置してある。	丘陵上の指定地内には史跡の価値を表示できていない。
墳丘（植生図 A エリア）では、墳丘にアカメガシワ（樹木）が自生し始めている。	アカメガシワは数年で樹高 5 m になるため、見学等の障害になる。
墳丘（植生図 A エリア）では、イタドリ、ノブドウ、セイタカアワダチソウ、ヒメカシヨモギなどの外来種が繁茂している。	外来種は背が高いため、史跡の景観を損ねる。
墳丘周辺（植生分布図 C エリア）に、本来の植生である落葉高木のコナラ、アベマキと常緑広葉樹のアラカシが群生している。現状で成長限界に達している。 植生分布図 D エリアに柿、クリ、ミカン、ウメなどの果樹が植樹されている。成長限界に達しているが、ツル植物が巻き付いており、見通しが悪い。指定地内の墳丘近く（植生分布図 D1 エリア）に植えられたミカンやゆずの枝が伸びている。	史跡の本質的価値のひとつである、墳丘からの眺望や視認性を阻害している。 植生分布図 D1 エリアの果樹は、後円部の墳裾をめぐる場合に障害となる（図 5-3）。

蓮野 1 号墳

現 状	課 題
史跡指定地を往来できる見学者や指定地内へ立ち入る経路が設定されておらず、私有地を経由して指定地へ至るルートがある。	管理上問題があり、来訪者が安全に史跡を見学することができない。
駐車スペースが無いため、近くの町道の待機場所に駐車する場合がある。	車利用者が快適に史跡を見学できない。
主丘部の盛土が土取りによる削平で大きく毀損している。	盛土の流出や斜面崩壊等で墳丘が毀損するおそれがある。
指定地内での見学者の導線が不明確である。	来訪者が快適に史跡を見学できない。
短期間で 5 m 以上成長するアカメガシワやウミズグサなどの樹木が自生し始めている。ソヨゴやアオハダなどの低木も新しい枝を伸ばしている。	史跡の見学の邪魔になるとともに景観に悪影響を及ぼす。

第4節 運営・体制の整備の現状と課題

- ・専門職員1名が事務を含めて文化財保護全般を担当している（本庁配備で郷土資料館を兼務）。
- ・半布里文化遺産活用協議会と協力して史跡ガイドや文化財サポーターを育成している。
- ・史跡の日常管理はシルバー人材センターに委託しているが、担い手が不足している。

専門職員が1名のため、今後の専門性の継承や、組織内で細部まで情報を共有できない可能性がある。専門職員の増員や文化財保護部局の体制の整備が課題である。また、地域の関与が若干希薄であり、史跡の維持管理などを地域の人々にサポートしてもらうための組織づくりが課題である。

以下、運営・体制の整備について現状と課題を表5-4に示す。

表5-4 運営・体制の整備の現状と課題 整理表

現 状	課 題
文化財サポーター養成講座を開設し、史跡を含めた町の歴史や文化への理解を深め、貢献できる人材を育成している。	人口規模が小さいため、育成プログラムの受講者が少なく、人材の確保が難しい。
半布里文化遺産活用協議会が史跡のガイド事業を行っており、文化財サポーター養成講座の修了者が同協議会に加入して活動している。	活動の周知が不十分で、効果を十分に波及できていない。
史跡の実質的な管理や活用の一部を担う富加町郷土資料館は、史跡に関するガイダンス機能が十分に図れておらず、学芸員等専門職員が常駐していない。	史跡の管理や活用の拠点となっておらず、十分な情報発信も行えていない。
町職員や県文化財保護協会による定期的な巡回が実施されている。	日常的な管理等に地域の方々の関与が希薄。
草刈り等の史跡の日常管理はシルバー人材センターに委託している。	町シルバー人材センターの会員数が減少しており、継続が困難である。
事務などを含めた文化財行政全般を1名の文化財専門職員が担当している。	人材が不足しており、十分な情報の共有、事業の継続が困難である。専門性の継承も行えない。



図5-2 夕田茶臼山古墳の課題図

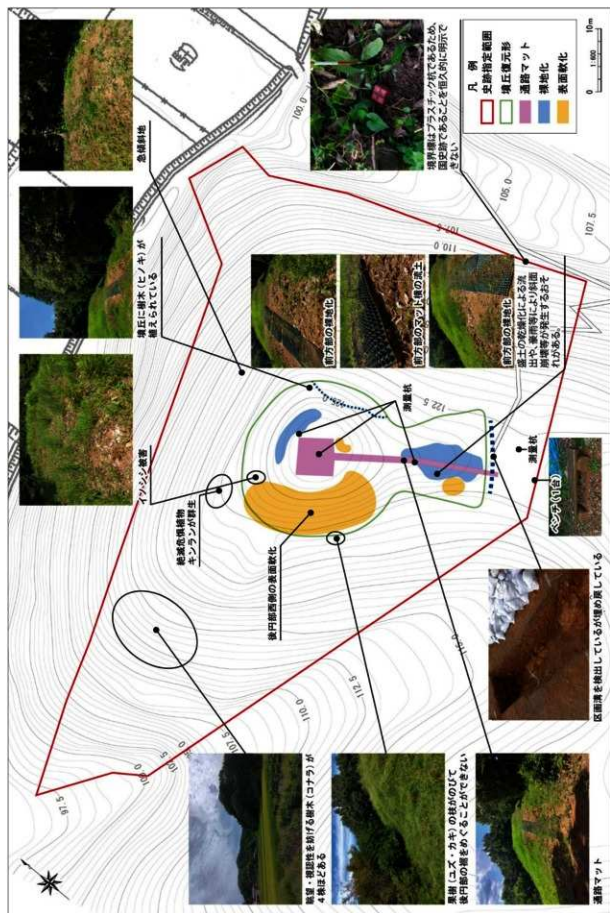


図5-3 夕田茶臼山古墳の課題図（拡大）



図 5-4 運野古墳の課題図

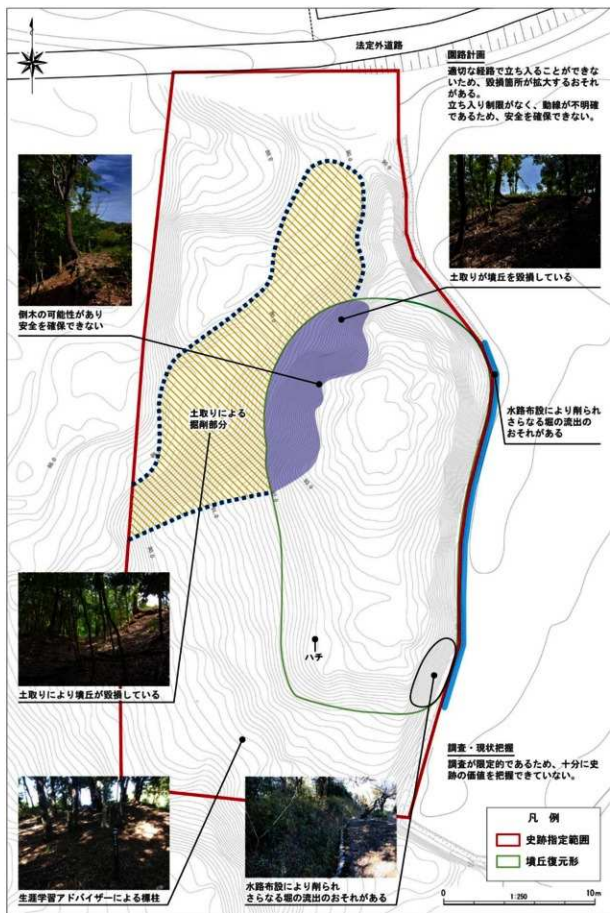


図 5-5 蓮野古墳の課題図 (拡大)

第6章 大綱及び基本方針の決定

第1節 大綱

本章では第4章の史跡の本質的価値と第5章での現状と課題を踏まえ、史跡夕田墳墓群の本質的価値を適切に保存活用するにあたっての基本姿勢を大綱として示す。

夕田墳墓群は、弥生時代終末期から古墳出現期の首長墓が連続して築造された国内でも希少な史跡であり、当地が前方後円形の墳墓の東方展開に関連する東西の広域ネットワークの重要な拠点のひとつであることを示す貴重なものである。また、当該期の墳墓としては墳丘が良好に残存し、往時の様子を今に伝えるとともに、現在も里山の景観の中に自然と調和して存在している。

このような史跡の本質的な価値を損なわず、確実に保存し継承していくことを第一義としつつ、地域の歴史の奥深さを伝え、ふるさと教育の拠点となるよう愛される史跡としての活用と整備を目指していく。すでに実施している史跡の自由な見学への対応や生涯学習・学校教育での活用については継続しつつ、より多面的に人々の交流拠点となるような地域振興や文化的観光の活用も視野に入れ、周辺環境を含めた環境整備を推進する。

上記の視点から、大綱を次のように定める。

歴史と自然、過去と未来がつながる「夕田墳墓群」を守り、次代へ継承しよう

古墳出現のプロセスを伝える「夕田墳墓群」は、長いあいだ良好な状態で残されてきた貴重な歴史文化遺産です。史跡を大切に保存しながら、地域のまちづくりと連携し、人々が集い、学び、賑わう場として活用しながら暮らしとともに次の世代へ守り伝えていきます。

第2節 基本方針

1 保存管理の基本方針

- (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の確実な保存管理を行う。
- (2) 墳丘の毀損部分について状況を把握し、対応策を講じる。
- (3) 夕田墳墓群を構成する杉洞1号墳が未指定のため、国史跡への追加指定について地権者との協議を継続し、夕田墳墓群の確実な保存を達成する。
- (4) 史跡の適切な保存管理のため、墳丘及びその周辺の公有地化を推進する。
- (5) 史跡を構成する諸要素について保存管理の方向性と方法を示し、史跡内における各種現状変更等の行為に対して取扱方針と基準を定める。
- (6) 史跡に影響を及ぼすおそれのある樹木については早急に対応策を講じる必要がある。また、自然環境と一体的である価値や史跡の眺望を損なわないよう適切な樹木の管理を図る。

- (7) 史跡の価値が地域で共有され、継続的に保存されるよう史跡の所在及び範囲並びに本質的価値の明示を図る。
- (8) 史跡の本質的価値の解明を継続し、調査研究を推進する。

2 活用の基本方針

- (1) 地域の子供から大人まで、郷土に愛着を育む資源として活用及び効果的な情報発信を行う。
- (2) 地域の諸団体と連携して学びの場あるいは交流の場として活用するとともに、地域振興や文化的観光の資源としての活用も推進する。
- (3) 効果的な情報発信を実施するためのガイドブックや映像資料等の教材の整備を図る。
- (4) 点在する3つの墳墓群とガイダンス施設等を含めた一体的な活用を図る。
- (5) 史跡周辺にある既存施設をガイダンス施設と位置付けて機能強化や展示の充実等を通じて史跡の本質的価値を周知し、積極的な情報発信を推進する。

3 整備の基本方針

- (1) すでに墳丘が毀損している部分については保存のための整備を検討する。
- (2) 築造当時の不整形な墳形や墳丘盛土が良好に残るという夕田墳墓群の本質的価値の重要な要素を、墳丘の毀損抑制に配慮しながら来訪者が体感できる環境の整備を検討する。
- (3) 史跡の価値を将来にわたって継承できるよう本質的価値を現地に於て明示する。
- (4) 墳丘からの眺望や下から仰ぎ見るといふ史跡の重要な価値を体感できるように環境を整備する。
- (5) 点在する3つの墳墓群を一体的に理解できるように案内板や標識、誘導サイン等を充実させる。
また、来訪者の快適な利用と安全性を確保する。さらに、便施設などの望ましいあり方を検討し、改修等の適切な措置を図る。
- (6) 史跡に隣接する富加町郷土資料館をガイダンス施設として整備する。

4 運営・体制整備の基本方針

- (1) 地域や関係機関、教育・研究機関、ボランティア団体等と密接な関係を構築し、適切に保存・活用、整備を行うための体制強化を図る。
- (2) 今後の調査研究の継続や、史跡の保存管理、時代の変化に即した活用や環境整備に対応していくためにも行政内に専門職員の配備を継続し、文化財保護や史跡の整備や活用に関する全庁的な連携及び組織体制の強化を図る。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

史跡の保存管理における基本方針は第6章で示したとおりである。これに基づき保存管理の方向性を下記のとおりに定める。

弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけて築造された墳丘が、当時の姿を良好に保存しているという本質的価値の根幹部分や、築造当時から眺望や丘陵と一体となった墳丘を体感することができるという特有の立地環境を適切に保護・保全し後世へ伝える視点を重視した。また、地域において史跡の価値が共有されることが、ひいては史跡の保護・保全につながると思え、本質的価値の明示と共有についても触れている。

1 本質的価値の維持

- (1) 継続的な調査研究により史跡の全体像の把握に努め、本質的価値を破壊・減失することがないよう保存管理を厳密に行う。
- (2) 墳丘の保護のため適切な保存と修復を行い、維持のための措置を講じる。
- (3) 墳丘の良好な保存状態や墳丘からの眺望及び周辺から仰ぎ見るといった本質的価値を維持し、価値を共有できるよう適切な樹木管理を行う。
- (4) 史跡夕田墳墓群の保存に万全を期するため、3つの墳墓のうちで未指定となっている杉洞1号墳の追加指定を図る。また、指定地については公有地化を推進する。

2 本質的価値の共有

- (1) 夕田墳墓群の保存に配慮しながら、史跡の価値が広く周知され、地域住民のシビックプライドの拠り所となるように史跡の本質的価値を構成する諸要素(表4-1)の明示を図る。
- (2) 出土遺物は史跡を構成する重要な要素であることから、適切な保存と管理を行う。

3 史跡の保護と地域住民の生活との調整と共存

- (1) 地域住民の生活に配慮しつつ、適切に史跡の保全を図る。また今後予想される現状変更に関する取扱方針及び基準を定めて保存を図る。

4 景観の保全

- (1) 史跡が立地する自然地形や景観に配慮し、適切に保全を図る。

第2節 保存管理の地区区分と具体的な手法

1 地区区分について

前節の方向性を具体化するために、次の地区区分を設定する（図 7-1・7-2）。

A 史跡指定地

文化財保護法の規定に従い現状変更する行為には許可が必要となる。史跡指定地内は次の2種に区分して個別の現状変更の取扱基準を定める。

A 1

本質的価値を構成する諸要素のうち地上に表出している要素及び地下に埋蔵されている要素を指す。墳墓そのものであり、確認調査において遺構が確認できている範囲である。現状では墳丘、埋葬施設、区画溝が確認されるエリア。

A 2

史跡と一体となった地形を指す。指定地内の各墳墓が立地する丘陵部分である。現状では関連する遺構は確認されていないが、遺構の有無については留意すべき範囲である。

B 追加指定予定地

これまでの調査により、墳墓が所在することが確認されており、条件等が整い次第、追加指定を進める。現在は、文化財保護法で定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」であるため、開発行為等の土地の改変については岐阜県知事への届出（通知）が必要となり、届出者は県の指示に従った対応を行うものとする。

C 今後調査を検討する範囲

蓮野1号墳の確認調査で墳丘の西側・南側では周溝や区画溝が確認されていないため、外周を区画する施設は無いと考えられる。当該墳墓の東側については水路敷設で削平された箇所が墳端との調査見解であるが、今後の整備事業が進む場合には発掘調査等により確認を実施することが望ましい。遺構や墳端部の理解に変更が生じた場合は、追加指定予定地として検討する。

D 埋蔵文化財包蔵地

夕田地区にある周知の埋蔵文化財（蓮野遺跡、北洞1号墳、北洞2号墳、北洞3号墳、北洞遺跡、北洞池前遺跡、南洞遺跡、釜洞遺跡、寺坪遺跡、蝦田遺跡等 図 2-11 参照）では、墳墓群の造営主体と関わる遺跡（遺構）が確認される可能性もあるため注意が必要である。周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、開発行為等の土地の改変については岐阜県知事への届出（通知）が必要となり、届出者は県の指示に従った対応を行うものとする。また、届出により発掘調査等を実施した結果、重要な遺跡（遺構）が確認された場合は、史跡への追加指定も検討する。

2 全体の保存管理の手法

(1) 適切な維持管理

墳墓群の維持管理を適切に実施し、本質的価値を構成する遺構を確実に保存し史跡として良好な環境・景観の維持に努める。また、定期的な点検を実施し、点検項目を定めたチェックシートを作成して、史跡及び周辺環境の把握に努める。

史跡の所在を表示する標識の設置、史跡の位置や範囲を示す境界標を石造に更新する。

(2) き損箇所把握と防災対策

日常的な維持管理に加え、定期的に史跡のき損及びそのおそれのある箇所の把握を行い、被害防止及び拡大を防ぐとともに、き損箇所については適切な修復を行う。夕田茶臼山古墳のA2については、一部が土砂災害警戒区域に指定されており、災害等によるき損に十分留意しておく必要がある。適切な手法による防災対策を行い、災害による史跡等の本質的価値への被害を最小限に抑える。

(3) 計画的な修復や整備

保存管理における課題で挙げた夕田茶臼山古墳の盛土流出、蓮野1号墳の土取りによる削平部など、墳丘き損箇所については、史跡の本質的価値を損なわないよう検討を行ったうえで計画的に保護策を講じる。また、墳丘や立地する地形を適切に保護するため、樹木伐採や見学路の整備を計画的に実施する。

(4) 現状変更の基準の明確化

史跡及び周辺環境の地区分けを行い、明確な基準に基づいて現状変更を適切に調整し、史跡等の本質的価値を損なうことなく地域住民の生活に配慮する。

(5) 景観の保全

史跡の立地する自然環境を適切に保護するよう努める。

(6) 追加指定と公有地化

夕田墳墓群を構成する杉洞1号墳を適切に保存活用するため、追加指定を目指し公有地化を図る。

また、杉洞1号墳の追加指定に際しては主丘部の墳端を確認と墳形の復元に関する根拠を整理するための補足調査を実施する。



図7-1 夕田茶臼山古墳の現状取扱区分図



図 7-2 蓮野 1 号墳の現状取扱区分図



図 7-3 杉洞 1 号墳追加指定範囲図

第3節 現状変更の取り扱い

文化財保護法において指定された史跡は、価値を損なうことなく保存し管理する責務があり、次のとおり取り扱いを定める。

1 現状変更等の申請の区分について

史跡の指定地内において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行おうとする場合には、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可が必要になる。また、国の機関による現状変更等については、文化財保護法168条の規定に基づき文化庁長官の同意を求める必要がある。

なお、軽微な現状変更等については、文化財保護法施行令第5条第4項に定める岐阜県及び富加町教育委員会の許可が必要になる。これら現状変更申請について、表7-1の区分に基づき、図7-4の手続きにより適切に対応していく。

2 現状変更等の内容について

史跡の現状を変更する行為とは、物理的変更を伴う一切の行為をいう。

史跡夕田墳墓群において想定される現状変更行為は以下の行為が想定される。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- (2) 工作物の設置、改修、除却
- (3) 土地の掘削、切土、盛土等の土地の形状変更
- (4) 木竹の伐採、植栽
- (5) 地下埋蔵物の設置、改修
- (6) 発掘調査等の各種学術調査、史跡の保存管理及び整備活用に関わる行為

3 地区区分に基づく現状変更等の取扱基準

現状変更に伴う許可区分は表 7-1 のとおりであり、申請手続きについては図 7-4 のフローチャートのようである。

前節で示した地区区分ごとの現状変更等の取り扱い方針及び基準を表 7-2 のとおり定める。

表 7-1 現状変更に伴う許可区分

区分	関連法	現状変更の許可申請が必要な行為（註 1）
文化庁への許可申請	文化財保護法第 125 条	下記以外の行為
岐阜県への許可申請	文化財保護法施行令第 5 条第 4 項	・2 年以内の期間を限って設置される小規模建築物（註 2）の新築、増改築 ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置から 50 年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの） ・既設道路の補修（土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡管理に必要な施設（註 3）の設置、改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築物の除却（設置から 50 年を経過していないもの） ・木竹の伐採
許可申請不要	文化財保護法第 125 条 但し書き	維持の措置（註 4） 1 史跡のき損、衰亡時の現状復旧 2 史跡のき損、衰亡の拡大防止措置 3 史跡のき損、衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における、当該部分の除去
	文化財保護法第 126 条 但し書き	非常災害のために必要な応急措置
	文化財保護法第 127 条 但し書き	史跡への影響が軽微である場合

（註 1）現状変更許可の申請については、事前に富加町教育委員会へ相談すること。

（註 2）小規模建築物は、階数が 2 階以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨の建築物であって、建築面積（増改築の場合は、増改築後の面積）が 120 m²以下のものを指す。

（註 3）文化財保護法第 125 条に規定されるもの。

（註 4）特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則に規定されるもの。

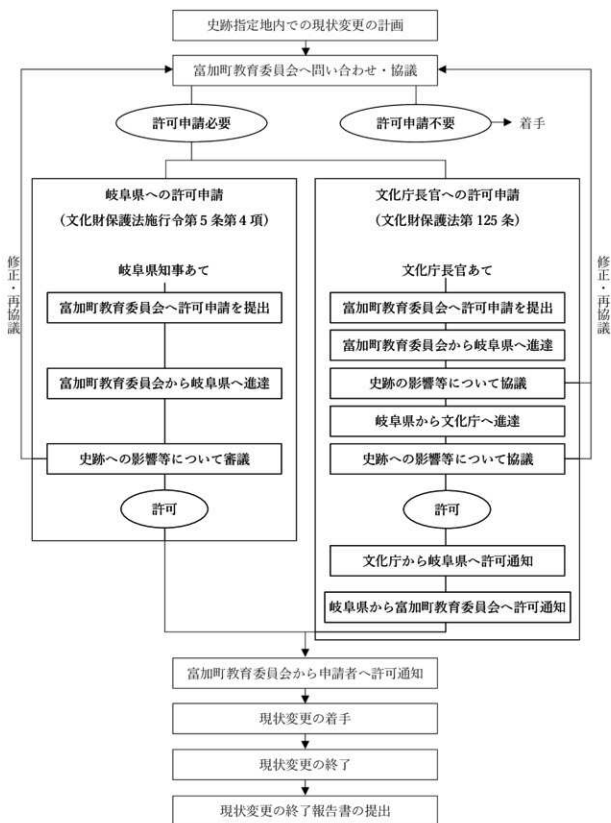


図 7-4 申請手続きの流れ

表 7-2 現状変更等の取扱基準

項 目		取 扱 基 準	許可権者	法令根拠 (註1)
土地	地形の改変	土地の掘削、盛土、切土、その他遺構に影響を与える土地の改変は認めない。	—	—
史跡の保存・整備	史跡整備に伴う発掘調査、工事等	許可のうえ、認める。	文化庁	①
	必要な試験材料の採取	許可のうえ、認める。	県	②チ
	保存のための調査	土地の発掘及び障害物の除去その他調査のために必要な措置を行う場合は、許可のうえ認める。	県	④
建築物等	新築、増築、改築	史跡の調査研究、保存管理、整備活用に資するもの以外これを認めない。	県	②イ、③
	除却	許可のうえ、 建築又は設置の日から50年を経過したもの。	文化庁	①
		建築又は設置の日から50年を経過していないもの。	県	②へ
工作物	設置	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る、許可のうえ認める。	県	②ハ
	改修	許可のうえ、 建築又は設置の日から50年を経過したもの。	文化庁	①
		建築又は設置の日から50年を経過していないもの。	県	②ハ
	除却	許可のうえ、認める。	県	—
道路	新設	これを認めない。	—	—
	舗装、修繕	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴うものは、これを認めない。	—	—
		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものは、これを認める。	県	②ハ
史跡の管理に必要な施設（史跡標識、説明板、境界標、囲い、保護マットなど）	設置・改修	許可のうえ、認める。	県	②ニ
埋設物等	設置	A1区はこれを認めない。	—	—
		A2区は、地下に埋蔵する重要遺構に影響を与えない、かつ、地域住民の日常にとって真に不可欠である場合に限る、許可のうえ認める。	文化庁	①

項 目		取 扱 基 準	許可権者	法令根拠 (註1)
埋設物等	改修	地下に埋蔵する重要遺構に影響を与えない、かつ、地域住民の日常にとって真に不可欠である場合に限り、許可のうえ認める。	県	②ホ
	除却	許可のうえ、認める。	県	—
立竹木	植栽、伐根	A 1 区は遺構保護、防災、景観保全上で必要な場合は認める。ただし、遺構を損壊するおそれのある場合は認めない。	文化庁	①
		A 2 区は防災、植生保護、景観保全上で必要な場合は認める。	文化庁	①
	維持管理	日常的な維持の措置（枯損木、倒木処理、支障枝剪定、草刈、落葉処理など）については許可を要しない。	—	①
	伐採	許認可申請のうえ、認める。	県	②ト
復旧工事	自然災害などにより 史跡が被害を受けた 場合	非常災害のために必要な応急措置、又は史跡の保存への影響が軽微な工事は許認可申請を要しない	—	①、⑤
		史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事は、許可のうえ、認める。	文化庁	①、⑤

(註1) 根拠とする法令等は下記のとおりとする。

- ①文化財保護法第125条第1項
- ②文化財保護法施行令第5条第4項第1号（カタカナは号の細分を示す）
- ③農地法第4条及び農業振興地域の整備に関する法律第15条の2
- ④文化財保護法施行令施行令第5条第4項第2号
- ⑤文化財保護法第127条第1項、現状変更等の許可申請等に関する規則第4条

第8章 活用

第1節 活用の方向性

第6章の大綱及び基本方針に基づき活用の方向性について定める。

史跡の活用の根幹は、その本質的価値について広く発信し共有を図ることである。この際に最も重要な点は、郷土への愛着を育む材料として地域の子供から大人まで親しまれるような方策を模索することである。そして優先的に目指すべきは、地域の人々と行政が共に活用を進める姿である。行政主体のイベント・展示・講座などの普及啓発事業を続けることで、地域住民が史跡の本質的価値に対する気づきを得ることができる。さらに地域の人々が得た知識や感じた史跡の価値を、今度は主体となって広めていくような循環的な学びが成立する姿を理想としていきたい。そして重要視するのは、学校教育における「ふるさと教育」の一環として子ども達が史跡に親しむ環境を整えることである。史跡で学んだ知識や体験がふるさとの魅力を発見するきっかけになり、保存活用における将来の担い手を育てるという観点でも重要である。こうした学校教育での活用においても、先述の循環的な学びの中から地域の人々が史跡の魅力を子ども達に直接語るような場面を増やしてことが望ましい。史跡の活用を通じて富加町で活躍する人材を育てるという視点を常に意識していくべきである。

こうした循環的な学びや活用の広がりには地域の人々や関係者など史跡をとりまく人々の関心を促す点で、史跡の保存管理に有益なものとなるはずである。また、本質的価値について理解を深める事業だけでなく副次的なイベント等であっても、そこで史跡の価値に触れ素晴らしいに気づくきっかけとして重要な機会となる。史跡や歴史遺産に価値を見出し集う人々だけを対象とするだけでなく、史跡の価値を初めて知る機会を設け、史跡と町民ひいては国民との関わりを保ち続ける必要がある。

以上のように、富加町の歴史を正しく理解し、史跡の保存と活用に多くの人々が参画する社会を目指したい。そのためには史跡が「学びと交流の場」となることが必要であり、史跡が町づくりの拠点として活用される将来像が富加町全体の活性化にとっても望まれる姿である。

さらに夕田墳墓群は、史跡を訪れることにより、そこに埋葬された被葬者の実力や築造した人々の営為、当時の人々も眺めたであろう眺望など、ここにしかない歴史事象を体感することができ、同時に各地のクニが大きくまとまていく古墳出現期の日本の歴史に思いを馳せることができる。これは夕田墳墓群ならではの唯一の体験であり、史跡の魅力として全国へ発信することが重要である。そのためには、史跡ガイドブックの刊行やホームページ・SNSなどあらゆる媒体を通じて史跡の価値を発信し続けるとともに、史跡の存在を周知するための標識や案内板、現地での本質的価値の明示、史跡の価値を周知するための展示、来訪者の便施設といった環境整備も同時進行で進めていくことが肝要である。

このような史跡の保存と活用に多くの人々が参画する姿を実現するには、少子高齢社会を迎えた現在に至っては地域に限った活用では限界がある。活用事業を通じて他地域からの来訪者や史跡のファンを増やし、様々な関係者によって史跡の活用が図られる将来像が、富加町全体の活性化のためにも望まれる姿である。

これらを前提とし、第6章に定めた基本方針に則り、史跡の活用の方法を立案する。

第2節 活用の方法

1 学校教育における活用の手法

当町では令和4年度(2022)から小学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を設置している。地域と学校が連携・協働することで、地域全体で未来を担う子どもたちを支えていく地域学校協働活動を推進し、活動を通じて子どもたちの健やかな成長と地域の活性化を図ることを目的としている。同活動の目標である『ふるさと「とみか」が好きな子を育てる』を実現するうえで、郷土の歴史や文化について学ぶ「ふるさと教育」は重要な柱となっている。

史跡夕田墳墓群の学習についても地域学校協働活動の一環として、学校での事前学習と現地見学から富加町郷土資料館での出土品観察までをセットとして毎年行われており、夕田墳墓群の本質的価値に触れる機会が確保されている。富加町教育大綱(令和2年度(2020)策定)において教育目標に掲げる「豊かな心と文化を育む人づくり」を推進するうえでも、夕田墳墓群が郷土の歴史に関わる重要な史跡であり郷土の誇りであることを子ども達に認識してもらうことが重要である。今後も町の地域学校協働本部と連携し、ふるさと教育への活用の推進を図っていく必要がある。

学校教育での活用を計画的に実践するうえで、子ども達の学習に即した年間プログラムを学校あるいは地域学校協働本部とともに作成することが望ましい。作成したプログラムは毎年見直しを行いながら継続して学校との共有を図り、継続的に実践される仕組みを整える。さらに、作成したプログラムにあわせて映像資料や子ども向けの平易な教材も揃えていくことで、より学習の深化が図られよう工夫する必要がある。



写真 8-1 小学6年生による夕田墳墓群の学習



写真 8-2 小学6年生による現地見学

2 生涯学習における活用の手法

(1) 史跡の価値を伝える講演会や講座の開設

現在も町の施設であるタウンホールとみか大ホールを利用して、定期的に歴史講演会の開催や史跡を巡るウォーキングなどのイベント事業を展開しており、これらを継続することが重要である。こうしたイベント事業は対象者数が多く本質的な価値を広く伝える手段として有効であるが、一方で参加者の年齢層が狭く、単発になる傾向がある。継続的で深い学びを促進するためには地域の人々を対象とした歴史講座や出前講座などの実施で補完しながら計画的に進める必要がある。また、史跡夕田墳墓群は里山

の豊かな自然環境の中に立地しており、自然観察会など史跡の本質的価値そのものではなくとも、史跡の環境を利用する事業を計画することで、存在や価値を知る機会を提供できる。こうした生涯学習での活用では、公民館が企画運営する生涯学習講座と連携しながら、幅広い層に参加を募ることが望ましい。

また富加町郷土資料館は立地的に夕田墳墓群に近接しており、ガイダンス施設として最適である。当該施設を拠点として、史跡を探访する講座や子ども達を対象とした夕田墳墓群にちなむワークショップなどを開催し、継続的に史跡との関係をつくり出すことも有効である。



写真 8-3 夕田茶臼山古墳型時計ワークショップ

（2）史跡を守り伝える人材を育成する講座の開設

富加町郷土資料館では文化財の保護や活用の担い手の養成を目的とした文化財サポーター養成講座を開講している（令和 5 年度（2023）には 5 名が修了）。講座修了者は、後述する半布里文化遺産活用協議会のメンバーとなり史跡ガイド事業や P R 活動などを推進している。養成講座の継続と、修了者が目的意識をもって活動できるような動機付けや環境を整えていく必要がある。

人材育成とともに人材の受け皿となる地域の文化振興団体を支援し、史跡を拠点とした活動の動機付けを図ることで、生涯学習と地域振興の活動をリンクしていくことができる。

3 地域振興と文化的観光における活用の手法

（1）地域振興における活用

現在の地域振興での活用を視野に入れて、地域の文化振興団体である半布里文化遺産活用協議会（通称、半布里コミッティ）との協働を進めている。当該団体は、富加町の文化遺産を教育普及や地域振興等に活用し、ふるさと教育や文化財保護の啓発に努めることを目的として平成 28 年（2016）に発足した。令和 6 年度（2024）現在の活動メンバーは 15 名で、富加町郷土資料館を活動拠点として歴史グッズの開発、歴史イベントでの P R ブース運営、小学校でのふるさと学習サポートなどを行っている。令和 5 年度（2023）からは史跡ボランティア事業も開始しており、史跡夕田墳墓群の来訪者への案内も実施している。

地元団体が史跡を拠点に魅力を発信する活動を支援し、活用事業等を協働で実施することで史跡が地域振興の拠点として存在感ある場となることを望む。また町内団体との協働は、史跡を拠点とした学びの循環を形成するうえで重要である。史跡や文化財の保護を推進する人材育成を推進し、生涯学習と地域振興にリンクした活用事業を協働で推進していくことが重要である。



写真 8-4 半布里文化遺産活用協議会による夕田茶臼山古墳の麓でのひまわり植樹作業

さらに史跡を地域の人々の憩いの場や愛着ある場としていくことも重要である。令和5年度（2023）に半布里文化遺産活用協議会が史跡への来訪者を増やす目的で、夕田茶臼山古墳の丘陵麓にある休耕地にひまわりを群生させる事業を行った。付加価値を創出しながら史跡を拠点とした賑わいを作り出すことで地域振興に寄与すると考える。地域の人々が憩える環境を整備することも検討する必要がある。

（2）文化的観光への活用

史跡夕田墳墓群は、現地を訪れることで本質的な価値を体感し、さらに古墳出現期の歴史に思いを馳せることができる。こうした史跡の価値を文化的観光の素材として活用し、史跡ガイドツアー、価値を体感するクイズラリーやウォーキング事業の開催、AR等を利用した仕掛けの創出などを通じて富加町の観光振興に資することができる。

このような事業を推進し継続するうえで半布里文化遺産活用協議会と協働が必要である。史跡ガイドの養成講座・メンバーの研修の支援を継続していくことが重要である。

（3）情報発信の強化

広報誌やパンフレットなどの印刷物やホームページ・SNS等の媒体等を活用し、史跡の価値や魅力の発信を強化する。その際には記録映像やPR映像等を制作してわかりやすく発信することが必要である。そのほかイラスト・模型・デジタルアーカイブなども含め、その時々最新の技術や手法を選択しながら計画的に発信素材を整備していく必要がある。

来訪者に対しては、3つの墳墓を一体的に理解できるように現地の解説板や、史跡の存在を示す標示板の計画的な設置を進めるとともに、史跡見学しやすい環境整備も検討する必要がある。

さらに富加町郷土資料館の立地は史跡夕田墳墓群をPRするうえで適所であり、当該施設をガイダンス施設として有効に活用することで情報発信の拠点とする。今後は史跡ガイダンス施設として、調査研究成果や魅力の発信だけでなく常設展示の中で古墳出現期の日本列島の様相と、そのなかでの夕田墳墓群の位置付けを伝えていけるような展示設備の再整備も検討する。

（4）周辺の施設や他市町村と連携した観光促進

町内の施設との連携と、他市町村との連携の2つのケースを想定する。

町内では図書館等の公共施設や周辺遺跡や歴史遺産などに関連する施設や場所との連携強化を図る。今後は、さらに連携を広げて地域振興施設である道の駅「半布里の郷とみか」との連携を検討し、有効な情報発信に取り組む。具体的には史跡の紹介パネル展示やガイドブックの配架、映像の上映などにより施設来場者が史跡の存在を知る機会を創出する。一方でこうした観光促進を図るには史跡単体では訴求力の面で課題がある。この点については他市町村と連携し広域で調査研究、情報発信、イベント開催などを実施することで、広いエリアへの広報の実現や史跡を群としてPRすることでより魅力の相乗効果が見込める。例えば同時代の史跡の集約と比較や、各時代の史跡を通時的に取り上げるなど様々な観点での史跡ツアー事業の開催やガイドブックやマップの作成が考えられる。また旅行事業者への情報提供も積極的に図ることでマイクロツーリズムなどの民間企画の材料となる可能性もある。夕田墳墓群の魅力を広めるうえで、官民問わず広域での連携を検討し積極的に進めることで観光促進を図る。

第9章 整備

第1節 整備の方向性

整備は史跡の本質的価値を追求した調査研究の成果に基づき、保存管理を第一義に置きながら本質的価値の維持と顕在化を図り、なおかつ史跡への来訪者が安全に価値を体感できる環境を整えるものである。保存のための整備は各墳墓の特性や環境及び現在の状況に応じて適切に計画する必要がある、活用のための整備は史跡タ田墳墓群全体の活用を見据えて行う必要がある。

墳丘の毀損等への対応など緊急性のある場合を除いては、周辺の土地利用と環境、整備にあたって実施する発掘調査の成果や追加指定と公有地化の進捗等を勘案すると、長期的な取り組みとなる。様々な観点から必要とされる整備内容を吟味し、緊急性や財政状況を考慮しながら計画的に実施していく必要がある。ここでは整備の基本的な事項を示し、具体的な整備の手法等の詳細な計画については整備の実施にあたって作成する整備基本計画等で示すこととなる。

なお、整備にあたっては土地所有者等関係者、文化庁、岐阜県と事前に十分に協議し、必要に応じて史跡整備専門委員会を設置し、専門的見地からの意見を求めるものとする。



図9-1 タ田墳墓群活用整備の全体構想図

第2節 整備の方法

1 保存のための整備の手法

保存のための整備とは、史跡の本質的価値を確実に保存するために必要な整備を指す。主には史跡の管理に必要な施設の整備、経年変化や災害等によって生じた史跡の毀損等に対して行う整備がある。前節の整備の方向性に基づき、今後に必要な整備を示す。

(1) 管理に必要な施設の設置

文化財保護法115条において、史跡の管理者は管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いを設置しなければならないと定めており、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」にて仕様等が示されている。標識は史跡の所在を示す表示、境界標は史跡指定範囲を示す表示、解説板は史跡指定に関する事項の表示である。これらの施設を法令等の規定に則り設置するものとする。

説明板については現状で設置されているものを当面は維持するが、史跡全体のサイン計画が定まった段階で改修を検討する。史跡の標識は現時点で未設置であるため優先的に設置する。境界標の多くは現状ではプラスチック製の杭で表示しているが恒久性の面で不安があるため、石造又はコンクリート製に置き換える必要がある。

(2) 応急、復旧等の措置

第5章史跡の現状と課題で述べたとおり夕田茶臼山古墳では盛土の流出が認められる(図5-3)。また蓮野1号墳においても土取りと水路掘削による墳丘の削平が確認されている(図5-5)。墳丘削平部分では盛土の流出も認められるため、墳丘毀損部の保護又は復旧措置を講じる必要がある。

特に土取りによる墳丘毀損をどの程度まで復旧するのかについては、文化庁・岐阜県及び専門家の意見を聴取しながら整備基本計画の策定で検討する必要がある。

また、史跡の維持管理の一環として、定期的に現況調査を実施することで経年変化の把握に努め、必要に応じて予防措置や早急な対応が必要となる毀損等が確認された場合は、拡大防止等の応急措置を講ずる。毀損の程度により史跡の保存と安全性等を勘案し、必要性が高い箇所については復旧等の整備を行う。復旧等の整備は、現況調査や既往の発掘調査成果を基に検討するが、状況に応じて遺構の遺存状態や構造を把握するために発掘調査を実施する。

2 活用のための整備の手法

活用のための整備とは、史跡の積極的な活用を図るために実施する整備で、主に環境整備や遺構復元、遺構表示等、公開・活用に係る施設等の設置がある。前節の整備の方向性に基づき、今後に必要な整備を示す。

(1) 環境の整備

墳墓からの眺望や下から墳墓を仰視できるという史跡の本質的価値を体感するうえで妨げとなっている樹木については通景のための伐採を実施する。また既存樹木のうち墳丘等の遺構を見学するうえで障

害となる場合は撤去する。現況では第5章現状と課題の図5-1で示したヒノキ植樹エリアB1や果樹エリアD1が墳丘を見学するうえで障害となっており、墳丘保護の観点からも伐採又は間伐が望ましい。丘陵地の立地であるため適切な樹木管理を計画的に実施することが史跡の保護や環境の保全につながる。特に杉・桧等の植林木は、すでに成長限界に近く、密に樹立しているため間伐の計画・実施が必要である。樹木の伐採・撤去においては、史跡の保護や景観の保全を考慮に入れて計画的に実施することとする。

(2) サインの整備

現状は誘導サインと記名サインが十分ではない。史跡の活用を図るためのサイン計画を定め、整備を実施する必要がある。サインは耐久性があり史跡の景観に配慮したものとし、全体で統一的なデザインとする。さらに可能な限りユニバーサルデザインに配慮するとともに、遺構や環境の保全に配慮する。

サインに明記する情報は大人から小学生に至るまで正確に伝達できる内容とし、多言語表記が望ましい。解説サインには図や写真を多用するなど理解しやすく興味をもてる内容を検討し、情報の更新が容易であるものが望ましい。

主なサインの種類と設置位置は次を目安とする。

表 9-1 整備サインの種類等

種類	主な設置位置	表示内容	備考
解説サイン (説明板)	見学路入口など導線の起点・終点や各墳墓の付近	総合的解説 各墳墓の特徴の解説 遺構内容等の解説	自立看板や石製据え置き型を組み合わせて計画的に配備する
記名サイン	主な遺構	「前方部」「後円部」など	遺構保護の観点から石製の据え置き型が望ましい
誘導サイン	導線の起点、見学ルート(公道)の分岐点、見学道入口、駐車場	「史跡夕田墳墓群」 「夕田茶臼山古墳見学道入口」など	自立看板を計画的に配備する

(3) 公開・活用に必要な施設等の整備

①見学道・園路や便益施設

来訪者の安全と利便性を確保するための設備である史跡までの見学道、駐車場、四阿等の便益施設について設置あるいは改修を検討する必要がある。

夕田茶臼山古墳については駐車場と見学道がすでに整備されているが、一部で老朽化がみられるため定期的な修繕や改修が必要である。墳墓が丘陵上に立地するため見学道の一部で傾斜のきつい箇所があり、来訪者の安全面を考慮した手摺等の設置が必要である。

連野1号墳については町道から史跡指定地に至る町管理の法定外道路を見学道として利用しているが、未舗装である。来訪者の安全性を考慮し舗装することが望ましい。

3つの墳墓が離れて立地し、ガイダンス施設の富加町郷土資料館も含めると徒歩で周遊した場合に1.5～2時間を要するため、来訪者トイレ利用を考慮した見学道の設定が必要である。近隣の公

共施設等の利用や連携を含めてトイレの整備の必要性について検討することとする。

現状では史跡指定地内に明確な見学路・園路は設定されておらず、来訪者の立ち入りを制限していない。来訪者が墳丘やそこからの眺望を体感できる整備が望ましいという基本方針から、危険箇所以外の立ち入りの制限は設定しない。来訪者が休憩や待機できるスペースの確保は必要であり、墳丘の周辺の導線を園路等で明示することが望ましい。そのためにも整備基本計画にて見学導線を検討する必要がある。

改修・整備にあたっては可能な限りユニバーサルデザインに配慮するとともに、遺構の保全や景観に配慮した整備とすること。

②ガイダンス施設の機能強化

富加町郷土資料館の立地は、史跡夕田墳墓群のガイダンス施設として最適であり、当該施設を有効に活用することで史跡の本質的価値と関連情報の発信拠点となる。こうしたガイダンス機能を強化することで学校教育や生涯学習においても、さらなる有効活用を図ることができる。

AR、プロジェクションマッピングや模型などの最新の表現技術を利用するなど既往の調査成果や3つの墳墓を一体的に理解し本質的価値が有効に伝えられる方策を検討・実施する。

夕田墳墓群の地域史としての重要性はいうまでもないが、その本質的な価値は墳丘墓から古墳への墓制の移り変わりといった日本史上の重要な課題に関連する。今までの調査研究成果の発信だけでなく、古墳出現期の日本列島の様相と、そこでの夕田墳墓群の位置付けといった日本史的な意義についても展示を通じて広く周知されることが望まれる。

このように史跡の本質的価値を伝えるような常設展示の再整備を検討する。

3 整備のための発掘調査の実施

整備に際しては、有識者の意見を聴取しながら保存と整備の目的を達成するための発掘調査を計画する。特に蓮野1号墳及び杉洞1号墳の墳形や、3つの墳墓の埋葬施設の保存状況等の確認は整備へ向けて必要と考える。また、杉洞1号墳の追加指定に際しては主丘部の墳端を確認と墳形の復元に関する根拠を整理するための補足調査を実施する。

第3節 実施期間、手順等

整備事業の実施については、短期・中期・長期で行うものに整理し、工法計画を検討する。期間は概ね短期は5年、中期は5～10年、長期は10～15年を目安とする。具体的な整備事業の計画については、第11章「施策の実施計画の策定・実施」においてその他の施策とともに実施期間を示す。また具体的な整備は、整備基本計画を策定して実施する。

第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

第6章の大綱で定めた運営・体制整備の基本方針に基づき、以下のとおり方向性を示す。

- 1 町が史跡を適切に保存し調査研究や持続可能な活用・整備を推進するため、地域住民や地域自治組織、関係諸団体、教育機関や調査機関、歴史愛好家などが連携・協働できる体制を構築する。文化庁や県との連携を強化し、史跡にまつわる様々な観点について適宜、指導を得る。
地域住民やボランティアが日常の維持管理を含めて史跡の保存・活用の様々な場面で積極的に参画できるような体制と仕組みを確立し、町内・町外を問わず史跡の保存や活用に関わり、主体的に活動していく人材の育成を推進する。
- 2 史跡の保存管理、活用、整備を推進するために全庁での関係部局の連携を強化するとともに、史跡に関する業務の中心となる文化財保護部局においては、専門職員の継続的かつ適切な人員配置や文化財保護体制の強化を図る必要がある。

第2節 運営・体制の整備の方法

1 地域住民や半布里文化遺産活用協議会との連携・協働の充実化

史跡の価値を伝え主体的に活動していく人材を掘り起こし、育成するため、富加町郷土資料館が中心となってサポーター養成講座を開講する。修了したサポーターは半布里文化遺産活用協議会が受け皿となり活動を発展させていく。半布里文化遺産活用協議会は、町の歴史遺産の保存・活用を目的として設立された有志団体で、すでに史跡のボランティアガイド事業を開始するなど史跡の活用面で町との連携が始まっている。今後は同協議会が安定的に会員を確保し、持続的に活動できるように行政からのサポートを充実する必要がある。会員の募集や、研修会の共同実施、保存・活用事業の共同開催などを提案し、連携を深めていく。

一方で、持続的な史跡の保存管理を考えた場合、有志だけでなく史跡が所在する地域住民や地域自治組織の史跡への関わり方が課題である。日常的管理は今までどおり町のシルバー人材センターへの委託を継続しつつ、地域住民が参画する機会を設け、活動を通じて本質的価値を共有していくよう努める。こうした地域との連携活動事業についても半布里文化遺産活用協議会と富加町郷土資料館が中心となって企画し、連携体制を構築する。

2 関係機関等との連携体制の強化

文化庁や県などの関係機関との連携をさらに強化し、史跡の調査研究や保存管理、活用、整備の進め方について適宜、指導を受ける。また、調査研究の深化を図るため、積極的に研究者や研究機関への協力を呼びかけ、調査研究で得られた成果については広く普及活用できるよう教育機関、地域学校協働活動本部や生涯学習施設、郷土資料館と連携を図る。

3 富加町内での体制強化と専門職員の継続的な配置

史跡の保存・活用・整備、地域振興や観光への活用を見据えて、町担当部局（企画課・産業環境課・建設課）と情報を共有し、関連事業等での連携と協力体制の構築を図る。

中・長期にわたって史跡の適切な保存・活用・整備においてマネジメントを進める上で、専門職員の確実な配置が必要である。さらに今後の事業の進捗や他の文化財保護業務の内容等を勘案しながら適切な専門職員数についても検討を行う。

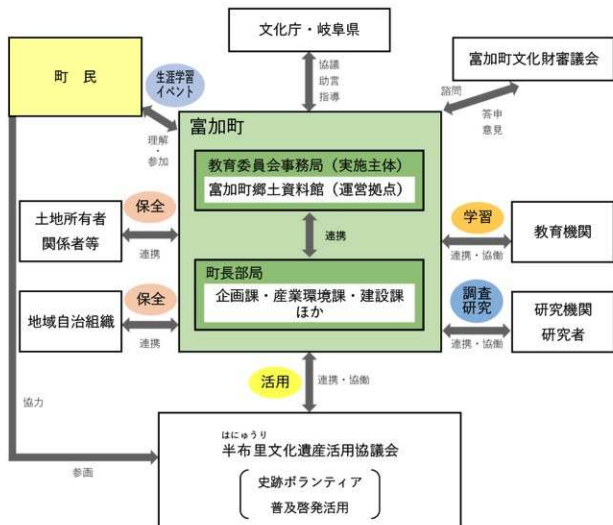


図10-1 運営概念図

第11章 施策の実施計画の策定・実施

本章では富加町が実施する保存管理、活用、整備、運営・体制の整備に係る事業の計画を示す。

計画は短期（2025～2029年度）、中期（2030～2034年度）、長期（2035年度～）に分け表11-1に示した。10年を目途に全体計画の見直しを図るものとする。また、本計画に基づく事業は富加町第6次総合計画（前期2026～2030年度、後期2031～2035年度）に位置付け、計画的に実施する。

なお、本史跡の整備事業の実施にあたって短期・中期・長期ごとに想定される事業は以下に示すとおりであるが、指定地の追加指定や公有地化の状況、本町の財政状況、整備基本計画や各種設計等の策定状況等を考慮するとともに、地域住民や関係者の理解と協力を得て、段階的に進めていく必要がある。

（1）短期的計画（2025～2029年度）で想定される主な事業内容

- ・杉洞1号墳の追加指定と公有地化
- ・整備計画策定委員会の発足と整備基本計画の策定
- ・整備基本設計及び実施設計の作成
- ・石製標柱及び境界標の設置
- ・サイン計画に基づいた誘導サイン、解説サインの整備
- ・通景及び史跡に影響を及ぼすおそれのある樹木の伐採
- ・学校教育や生涯学習、文化的観光等で利用する教材（リーフレット・映像）の整備
- ・必要に応じて内容確認のための発掘調査
- ・専門的知識を有する人材の採用と専門職員の継続配置

（2）中期的計画（2030～2034年度）で想定される主な事業内容

- ・保存のための整備（盛土流出箇所や損壊部分の保護盛土）
- ・園路、見学道の整備と遺構（区画溝、主体部等）の平面表示
- ・解説サイン、記名サインの設置
- ・史跡の解説ソフトの開発と導入
- ・保存と整備の目的を達成するための史跡整備に伴う発掘調査

（3）長期的計画（2035年度～）で想定される主な事業内容

- ・史跡のガイダンス施設機能強化としての富加町郷土資料館の再整備
- ・便益施設の設置

（4）継続的に取り組んでいく事業内容

- ・現状変更取扱基準の運用、遺構や出土品の適切な保管と、史跡の日常的な維持管理
- ・史跡に親しむイベントや体験プログラム等の多面的な活用事業実施や各種メディアでの情報発信
- ・地域やボランティア団体等、庁内の関係部局との連携

表 11-1 施策の実施計画

	項目	短期 2025～2029年度	中期 2030～2034年度	長期 2035年度～
保存管理	保存管理	保存活用計画に基づく現状変更取扱基準の運用・遺構・出土遺物の適切な保存管理 保存活用計画の再検討		
	調査研究	必要に応じて内容確認のための発掘調査	必要に応じて整備に伴う発掘調査	
	維持管理	・保存活用計画に則った史跡や施設の状況確認と日常の維持管理 ・樹木管理、危険樹木の伐採、清掃、見学道等の管理		
	追加指定	杉洞1号墳の追加指定 (2025年度予定)	史跡を構成する遺構や遺物が良好な状態で確認された場合、追加指定を検討する。	
	公有地化	杉洞1号墳の公有地化 (2027年度予定)	追加指定がなされた場合には、必要に応じて公有地化を行う。	
整備	整備計画・設計 整備委員会	・整備検討委員会の設置 ・整備基本計画の策定 ・整備実施設計		
	保存のための整備	・石製標柱及び境界標の設置 ・史跡に影響を及ぼすおそれのある樹木の伐採	・盛土流出箇所や損壊部分の保護盛土	
	活用のための整備	・サイン整備（誘導サイン、解説の設置） ・通景伐採	・サイン整備（解説サイン、記名サインの設置） ・園路や見学道の整備 ・遺構の平面表示 ・解説ソフト等の導入	・ガイダンス施設としての富加町郷土資料館の再整備 ・便益施設の設置
活用	学校教育	・総合的な学習での史跡見学、学校教育で活用できる教材の開発 ・地域学校協働活動本部との協働による学習計画づくりと計画の見直し		
	生涯学習	・史跡に親しむイベントや体験プログラムの実施 ・史跡の価値を周知するための講演会や学習会の開催 ・人材育成のためのサポーター養成講座の開催		
	地域振興 文化的観光	・各種メディアでの情報発信と、そのための映像資料やパンフレット等の制作 ・周辺の施設や歴史資源との連携やネットワーク化の推進		
運営体制	ボランティア組織	・半布里文化遺産活用協議会の支援と連携		
	地域	・地域自治組織との連携体制の構築	・地域自治組織との連携	
	行政	・庁内の関係部局との連携体制を構築する ・専門職員の採用と継続配置	・庁内の関係各課との連携 ・文化財保護部局の体制充実	

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

本計画で示した保存管理・活用・整備・運営体制に関する方向性や方法に基づき、事業を確実に実施していくために、施策の内容についての経過観察を行う。経過観察は、史跡・田舎・墓群保存活用計画に基づき実施する諸事業の進捗状況を的確に把握するために行うもので、観察結果の検証を通して事業内容や計画を見直し、より実効性のあるものにする。

本計画は固定的なものではなく循環の体系（サイクル）の中で捉えるものである。PDCAサイクルの考えを活用し、それに基づいた計画の実施・継続・修正・改善などの判断材料として、その後の保存・活用・整備の円滑な実施や方法に活かしていくものとする。



図 12-1 PDCA サイクル図

第2節 経過観察の方法

経過観察の方法としては、史跡の保存状況、整備に向けた各種計画の策定状況、事業の実施と達成状況、課題等を把握するための定期的な自己点検の実施が挙げられる。自己点検は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に掲載されている自己点検表を参考に作成したシート（表12-1）を使い行うものとする。

自己点検表は、5年に1回実施する長期評価と、年1回、年度末に実施する短期評価で区分し、いずれも富加町教育委員会 教育課が主体となって行い、富加町文化財審議会及び富加町教育委員会に諮るものとする。両委員会での意見や評価を踏まえながら総合的にとりまとめ、事業計画にフィードバックし、その後の事業実施内容の改善や保存活用計画等の見直しに反映する。

表 12-1 史跡夕田墳墓群保存活用に関する自己点検表

項目	評価指標	取組状況			備考
		未済	計画中	済	
保存管理	保存活用計画に基づいているか				
	史跡の適切な保存が保たれているか				
	境界標の設置等、現地で範囲を明示できているか				
	本質的価値について十分把握できているか				
	劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	災害対策は十分にされているか				
	日常的な管理は十分か				
	史跡に影響を及ぼすおそれのある樹木への対応				
	現状変更取扱基準は遵守されているか				
	追加指定は方針に沿って実施され、協議が進められているか				
活用	土地の公有地化は達成したか				
	保存活用計画に基づいているか				
	学校教育において学習計画に基づき活用されているか				
	生涯学習において活用されているか				
	地域振興や文化的観光において活用されているか				
	史跡イベントや体験プログラムは実施しているか				
	教育的教材やPRパンフレットが整備され活用されているか				
	各種情報媒体において情報を発信がされているか				
	周辺の施設や歴史資源との連携やネットワーク化は進められているか				
	サイン施設は最新情報となっており十分か				
整備	保存活用計画に基づいているか				
	史跡の表現は学術的根拠に基づいているか				
	遺構等に影響がないように整備されているか				
	目指すべき良好な景観や環境の整備を実施できたか				
	サイン整備が実施され管理状況は十分か				
	見学道・園路が整備され、管理状況は十分か				
	来訪者の安全性や利便性は十分か				
	解説ソフトの導入は取り組まれ実施されているか				
運営体制	整備後の経過観察は適切に行われているか				
	運営について適切に行われているか				
	庁内及び部局内の体制について十分か				
	文化財保護部に専門職員が配置されているか				
	庁内他部局との連携が適切に図られているか				
その他	地域住民や研究機関、ボランティア組織との連携は図られているか				
	文化庁、県との連携は図られているか				
	保存活用計画の見直しは実施されているか				
	整備基本計画は策定されているか				
	予算確保のための取組はあるか				

関係法令・条文等

文化財保護法

(昭和25年5月30日法律第214号)

最終改正：令和2年6月10日法律第42号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十五条第一項第一号、第六十六条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百二十二条、第一百二十二条、第三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章 罰則

第五条から第二十六条まで 罰則

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

(中略)

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に關し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第二項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化

庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。
(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のために必要な管理（当該重要文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第八十七條第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届出することをもって足りる。

(中略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、見つかり、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文

文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他の周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を

変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があった日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があった日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができ。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(中略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、

当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、営業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は、文部科学大臣は、これを解除することができる。

- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者に必要な管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。))及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。))及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負

担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がいる場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管

理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六條第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二條 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は喪失している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は喪失している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七條第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二條の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは喪失している場合又は滅失し、き損し、喪失し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者が復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八條第二項及び第三十九條から第四十一條までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四條 国が復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置につき第四十八條及び第二百二十條で準用する第三十五條第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一條第二項で準用する第三十六條第二項、第二百二十二條第三項で準用する第三十七條第三項若しくは前条第二項で準用する第四十條第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二條の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五條 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な緊急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の輕微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学

省令で定める。

- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三條第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一條第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三條第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三條第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政による通知)

第二百二十六條 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四條第一項又は第百八十四條の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七條 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百二十五條第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八條 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対して

は、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建築物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
三 計画期間

- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関与するものであると認められること。

- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 第八十三條の二第二項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、そ

の旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行ふに当たり、第二百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって見限り。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確

実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 五 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 六 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第十一章 文化審議会への諮問

第五百三十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 三 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 四 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 五 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 六 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

- 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
- 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 十四 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設等の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要文化財保存活用計画の第五十三条の二第四項の認定
- 七 登録有形文化財保存活用計画の第六十七条の二第四項の認定
- 八 重要無形文化財保存活用計画の第七十六条の二第三項の認定
- 九 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 十一 重要有形民俗文化財の買取り
- 十二 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定
- 十三 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）
- 十四 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定
- 十五 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十六 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十七 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十八 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

- 十九 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、喪失若しくは盗難の防止の措置の施行
- 二十 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 二十一 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 二十三 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定
- 二十四 登録記念物保存活用計画の第三百三十三条の二第四項の認定
- 二十五 重要文化的景観の管理に関する命令
- 二十六 第八百八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第八百八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）
- 二十七 第八百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第八百八十四条の二第一項の政令（第八百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第十二章 補則

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第八百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のために必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第八百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七條第四項（第八十三条及び第二百二十二条

第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七條第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七條第二項、第一百八条、第二百二十条、第二百二十九條第二項、第七百七十二条第五項及び第七百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のために必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項までは第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

- 一 第一項第二号に掲げる第四十三條又は第二百二十五條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三條第五項又は第二百二十五條第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五條又は第三百三十一條の規定による調査又は調査のために必要な措置の施行 第五十五條第三項又は第三百三十一條第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六條第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一條第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一條第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

- 第百八十四條の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行ふこととすることができる。
- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
 - 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
 - 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(書類等の経由)

第百八十八條 この法律の規定により文化財に関し文部科学

大臣又は文化庁長官に提出すべき書類その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九條 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(事務の区分)

第百九十二條 第百十條第一項及び第二項、第百十二條第一項並びに第百十條第三項及び第百十二條第四項において準用する第百九條第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

文化財保護法施行令

(昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号)

最終改正：平成 29 年 6 月 14 日政令第 156 号

(前略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要であると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十二条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の

受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要であると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びロに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管

理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木

竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥獣の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ゾ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のために必要な措置の施行（前号イからゾまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行うとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとする

ときも、同様とする。

- 8 文化庁長官は、第四項第一号アの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村

(法第八十三条の第三項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。)の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。)が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 一 前条第三項第一号イ及び第三号に掲げる事務(同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限り。)

- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公園の許可及びその取消し並びに公園の停止命令(当該認定市町村の区域内において公園が行われ、かつ、当該公園に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限り。)

- 2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下この項において同じ。)が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 前条第四項第一号イからリまで及びロに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。)内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等については、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限り。)

- ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限り。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限り。)が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限り。)

- 二 法第三百三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三百三十一条の規定による調査及び調査のために必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限り。)

- 3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限り。)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

- 5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

- 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村(法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。)の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

- 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号）

平成8年10月28日文部省告示第185号

（前略）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

（後略）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号

平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損若しくは衰亡し、又はこ

れを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十二条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和 29 年 7 月 1 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文化庁省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第十八条又は第二百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
 - 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
 - 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。
- （国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）
- 第五条 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。
- 2 法第六十七條第一項第五号括弧書きの規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
 - 二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)

最終改正：平成27年12月21日文科省省令第36号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三條第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六條第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三條第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

- 二 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地号を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャベネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

- 二 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

- 二 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物が損壊し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物が損し、又は喪失している場合において、当該損又は喪失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が損し、又は喪失し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八條第三項で準用する法第二十五條第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(後略)

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

平成12年4月28日 文部大臣裁定

(平成12年4月28日庁保記第226号都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

1 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は喪失のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に關し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和五二年法律第二四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三條第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和五五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三月月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又は

はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港間運道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、圍さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は圍さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号)

最終改正：平成27年9月11日文部科学省令第30号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百五十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称、第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡夕田墳墓群保存活用計画

発行年 西暦 2025 年 11 月 28 日

発行者 岐阜県加茂郡富加町教育委員会
〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田 1511
TEL 0574-54-2177 FAX 0574-54-2461
kyoiku-g@town.tomika.gifu.jp